

(令和二年改正前租税特別措置法施行令の一部改正)

第二条 法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号)
〔附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令
第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下「令和二年改正
前租税特別措置法施行令」という。)の一部を次のように改正する。〕

(法人課税信託の受託者等に関する通則)

第一条の二 省略

(法人課税信託の受託者等に関する通則)

第一条の二 同上

3 2 省略

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四条の七に規定する受託法人（次項において「受託法人」という。）に対する法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十二条の四第三項第一号	省略	省略	法第六十一条の四第一項	省略	法第六十一条の四第二項及び第六十六条の第十二号	省略	省略	省略	法第六十八条の九第三項第一号	省略	法第六十八条の六十六第二項	省略	法第六十八条の九十七第一号	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

3 2 同上

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第三十九条の五	第三十九条の三十九第二十項	第三十七条の四	第二十八條の九第二十項第一号、第二十二項第一号及び第二十六項第一号	第二十八條の九第十一項	第二十八條の九第十項	第二十七條の四第二十一項
五百万円（当該連結親	連結親法人又は	省略	五百万円（当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）	法人とする	五百万円（当該法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該各号に定める金額）	法人とする
二千万円	連結親法人（法人税法第四条の七に規定する受託法人に該当するものを除く。）又は	省略	二千万円	法人（これらの法人のうち法人税法第四条の七に規定する受託法人に該当するものを除く。）とする	二千万円	法人（これらの法人のうち法人税法第四条の七に規定する受託法人に該当するものを除く。）とする

第三十九条の三十九第二十項及び第三十九条の五十六第三項	同上	同上	第二十八條の九第十五項第一号、第十七項第一号及び第二十一項第一号	同上	同上	第二十七條の四第二十一項及び第二十八條の九第十項
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第三十九条の五 十六第九項第一 号、第十項第一 号、第十一項第 一号及び第十二 項第一号	第五百万円（当該連結親 法人又はその連結子法 人が次に掲げる法人に 該当する場合には、そ れぞれ次に定める金額 ）	二千万円	法人又はその連結子法 人が次の各号に掲げる 法人に該当する場合に は、当該各号に定める 金額）	第三十九条の五 十六第四項	連結親法人又は	連結親法人（法人税法第 四条の七に規定する受託 法人に該当するものを除 く。）又は
第三十九条の九 十五第一項	省略	省略				

4 省略

（中小企業者等が機械等を取得了た場合の特別償却又は法人税額の特別
控除）

第二十七条の六 省略

2 法第四十二条の六第六項第四号に規定する政令で定める海上運送業は
、内航海運業法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる事業とする。

3・4 省略

5 法第四十二条の六第一項に規定する政令で定める事業は、農業、林業
、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運
送業、ガス業その他財務省令で定める事業とし、同項に規定する政令で
定める法人は、内航海運業法第二条第二項第二号に掲げる事業を営む法

同上	同上	同上	同上	第三十九条の五 十六第五項第一 号、第六項第一 号、第七項第一 号及び第八項第 一号	同上	同上
同上	同上	同上				

4 同上

（中小企業者等が機械等を取得了た場合の特別償却又は法人税額の特別
控除）

第二十七条の六 同上

2 法第四十二条の六第六項第四号に規定する政令で定める海上運送業は
、内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業とする。

3・4 同上

5 法第四十二条の六第一項に規定する政令で定める事業は、農業、林業
、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運
送業、ガス業その他財務省令で定める事業とし、同項に規定する政令で
定める法人は、内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運送の用に供

(沖繩の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特
別控除)

第二十七条の九 法第四十二条の九第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖繩振興特別措置法第六條第四項の規定による提出の日(同條第七項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなつた区域については、当該変更に係る同項において準用する同條第四項の規定による提出の日)から令和七年三月三十一日までの期間(当該期間内に同條第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなつた区域については、当該期間の初日から当該変更に係る同項において準用する同條第四項の規定による提出の日までの期間)

二 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖繩振興特別措置法第二十八條第四項の規定による提出の日(同條第七項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなつた区域については、当該変更に係る同項において準用する同條第四項の規定による提出の日)から令和七年三月三十一日までの期間(当該期間内に同條第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなつた区域については、当該期間の初日から当該変更に係る同項において準用する同條第四項の規定による提出の日までの期間)

三 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする

(沖繩の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特
別控除)

第二十七条の九 同上

一 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖繩振興特別措置法第六條第一項に規定する観光地形成促進計画につき同條第五項の規定による提出のあつた日(同條第八項の変更により新たに同條第二項第二号に規定する観光地形成促進地域(以下この号において「観光地形成促進地域」という。)に該当することとなつた地区については、当該変更につき同條第八項において準用する同條第五項の規定による提出のあつた日)から令和四年三月三十一日までの期間(当該期間内に同條第八項の変更により観光地形成促進地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同條第五項の規定による提出のあつた日までの期間)

二 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖繩振興特別措置法第二十八條第一項に規定する情報通信産業振興計画につき同條第五項の規定による提出のあつた日(同條第八項の変更により新たに同條第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域(以下この号において「情報通信産業振興地域」という。)に該当することとなつた地区については、当該変更につき同條第八項において準用する同條第五項の規定による提出のあつた日)から令和四年三月三十一日までの期間(当該期間内に同條第八項の変更により情報通信産業振興地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同條第五項の規定による提出のあつた日までの期間)

三 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする

る場合 沖縄振興特別措置法第三十五条第四項の規定による提出の日（同条第七項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなつた区域については、当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなつた区域については、当該期間の初日から当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日までの期間）

四 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第四十一条第四項の規定による提出の日（同条第七項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなつた区域については、当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなつた区域については、当該期間の初日から当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日までの期間）

五 法第四十二条の九第一項の表の第五号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第五十五条の二第四項の認定の日（同法第五十五条第四項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなつた区域についてはその新たに該当することとなつた日とし、同法第五十五条の二第七項の変更により新たに同号の第三欄に掲げる事業に該当することとなつた事業については当該変更に係る同条第八項において準用する同条第四項の認定の日とする。）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間（以下この号において「指定期間」という。）内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により同表の第五号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととな

場合 沖縄振興特別措置法第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項の規定による提出のあつた日（同条第七項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。）に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日）から令和四年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により産業高度化・事業革新促進地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日までの期間）

四 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日）から令和四年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第八項の変更により国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日までの期間）

五 法第四十二条の九第一項の表の第五号の第一欄に掲げる経済金融活性化特別地区として指定された地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項の認定の日（同法第五十五条第四項の変更により新たに当該経済金融活性化特別地区に該当することとなつた地区についてはその新たに該当することとなつた日とし、同法第五十五条の三第一項の変更により新たに同欄に掲げる事業に該当することとなつた事業についてはその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日とする。）から令和四年三月三十一日までの期間（当該期間内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により当該経済金

つた区域については指定期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、指定期間内に同法第五十五条の二第七項の変更に
より同号の第三欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業について
は当該初日から当該変更に係る同条第八項において準用する同条第
四項の認定の日までの期間とし、指定期間内に同条第十項の規定によ
り同条第九項に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消され
た場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

2 法第四十二条の九第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定
める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定め
る規模のものとする。

一 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第三欄に掲げる事業 一の
設備（同欄に規定する特定民間観光関連施設（風俗営業等の規制及び
業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業及び同
条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの並びに当該
施設の利用について一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利
を有する者が存する施設として財務省令で定めるものを除く。）のう
ち沖縄振興特別措置法第六条第二項第三号に規定する観光関連施設の
整備に著しく資する施設として財務省令で定めるもの（以下この号及
び第四項において「対象施設」という。）に含まれるものに限る。）
で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築
物（当該対象施設に含まれない部分があるものについては、当該対象
施設に含まれる部分に限る。）の取得価額（法人税法施行令第五十四
条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。次号及び第三号
において同じ。）の合計額が千万円を超えるもの（第四項において「
特定の設備」という。）

二 法第四十二条の九第一項の表の第二号から第四号までの第三欄に掲
げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの

イ 一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。以下こ
の項において同じ。）で、これを構成する減価償却資産（法人税法
施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。次号イ
及び次項において同じ。）の取得価額の合計額が千万円を超えるもの

融活性化特別地区に該当しないこととなつた地区については当該期間
の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同法第五
十五条の三第一項の変更により同欄に掲げる事業に該当しないことと
なつた事業については当該初日からその変更に係る同条第二項におい
て準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日までの期間とし、同
法第五十五条の六第一項の規定により同法第五十五条の四に規定する
認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日から
その取り消された日までの期間とする。）

2 同 上

一 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業 一の
設備（同欄に規定する特定民間観光関連施設（風俗営業等の規制及び
業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業及び同
条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの並びに当該
施設の利用について一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利
を有する者が存する施設として財務省令で定めるものを除く。）のう
ち沖縄振興特別措置法第六条第二項第三号に規定する観光関連施設の
整備に著しく資する施設として財務省令で定めるもの（以下この号及
び次項において「対象施設」という。）に含まれるものに限る。）で
、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
（当該対象施設に含まれない部分があるものについては、当該対象施
設に含まれる部分に限る。）の取得価額（法人税法施行令第五十四
条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。次号イ及びロにお
いて同じ。）の合計額が千万円を超えるもの（次項において「特定の
設備」という。）

二 法第四十二条の九第一項の表の第二号から第五号までの第二欄に掲
げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの

イ 一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。ロにお
いて同じ。）で、これを構成する減価償却資産（法人税法施行令第
十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の
合計額が千万円を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品（法第四十二条の九第一項の表の第四号の第三欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置）で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

三 法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの

イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が五十万円を超えるもの

3| 法第四十二条の九第一項に規定する区域の振興に資するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。

一 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人 当該法人の沖繩振興特別措置法第七条の二第八項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に記載された減価償却資産

二 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人 当該法人の沖繩振興特別措置法第二十九条の二第八項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に記載された減価償却資産

三 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人 当該法人の沖繩振興特別措置法第三十五条の三第八項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産

四 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人 当該法人の沖繩振興特別措置法第四十二条の二第八項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産

4| 五 法第四十二条の九第一項の表の第五号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人 当該法人の沖繩振興特別措置法第五十五条の四第八項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産
法第四十二条の九第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定めるものは、特定の設備を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品（法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置）で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

3| 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定めるものは、特定の設備を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備

並びに構築物のうち、対象施設に含まれる部分とする。

- 5| 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める事業は、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び沖縄振興特別措置法第三条第六号に規定するインターネット付随サービス業（次項第二号において「インターネット付随サービス業」という。）とする。

- 6| 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第四欄に規定する政令で定める建物及び政令で定める構築物は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物及び構築物とする。

一| 省 略

二| 省 略

- 7| 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第八号に掲げる電気業（次項第一号イにおいて「電気業」という。）及び同条第九号に掲げるガス供給業（次項において「ガス供給業」という。）とする。

並びに構築物のうち、対象施設に含まれる部分とする。

- 4| 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第二欄に規定する政令で定める事業は、情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業（次項第一号において「情報記録物製造業」という。）、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業（放送業を営む法人が行うものを除く。次項第三号において「映画・ビデオ制作業」という。）、放送業（有線放送業を含む。次項第四号において同じ。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び沖縄振興特別措置法第三条第六号に規定するインターネット付随サービス業（次項第五号において「インターネット付随サービス業」という。）並びに同条第八号に規定する情報通信技術利用事業（次項第六号において「情報通信技術利用事業」という。）とする。

- 5| 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める建物及び政令で定める構築物は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物及び構築物とする。

一| 情報記録物製造業 工場用の建物（当該工場用の建物と併せて取得し、又は建設する研究所用の建物を含む。）

二| 同 上

三| 映画・ビデオ制作業 前項に規定する制作の用に供される建物

四| 放送業 放送番組の制作の用に供される建物及び放送設備に供される建物並びにアンテナその他の財務省令で定める構築物

五| 同 上

六| 情報通信技術利用事業 事務所用又は作業場用の建物

- 6| 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第八号に掲げる電気業（次項第一号において「電気業」という。）及び計量証明業とする。

- 7| 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める器具及び備品とする。

一| 製造の事業、自然科学研究所に属する事業、電気業及び計量証明業

8

法第四十二条の九第一項の表の第三号の第四欄に規定する政令で定めるものは、機械及び装置（ガス供給業の用に供されるものにあつては、沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号に規定する液化ガス貯蔵設備その他の財務省令で定める機械及び装置に限る。）、構築物（液化したガスを貯蔵し、又は利用するためのもの（製造業又はガス供給業の用に供されるものに限る。）で財務省令で定めるものに限る。）並びに次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める器具及び備品

イ 製造業、自然科学研究所に属する事業及び電気業 次に掲げる器具及び備品

(1) 専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの

(2) 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品

ロ 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業 イ(2)に掲げる器具及び備品

二 工場用の建物及びその附属設備（ガス供給業の用に供される建物及びその附属設備を除く。）並びに次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める建物及びその附属設備

イ 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

ロ 倉庫業 作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

ハ 卸売業 作業場用、倉庫用又は展示場用の建物及びその附属設備

ニ デザイン業 事務所用又は作業場用の建物及びその附属設備

8

次に掲げる器具及び備品
イ 専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの

ロ 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品
二 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業 前号ロに掲げる器具及び備品

法第四十二条の九第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定める建物は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。

一 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物

二 倉庫業 作業場用又は倉庫用の建物

三 卸売業 作業場用、倉庫用又は展示場用の建物

四 デザイン業及び計量証明業 事務所用又は作業場用の建物

五 自然科学研究所に属する事業 研究所用の建物

ホ 自然科学研究所に属する事業 研究所用の建物及びその附属設備

9 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第三欄に規定する政令で定める事業は、前項第二号イからハまでに掲げる事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条の二第五号に掲げる無店舗小売業（次項第一号において「無店舗小売業」という。）、同条第六号に掲げる機械等修理業（次項第二号において「機械等修理業」という。）、同条第七号に掲げる不動産賃貸業（次項第三号において「不動産賃貸業」という。）及び同条第九号に掲げる航空機整備業（次項第四号において「航空機整備業」という。）とする。

10 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第四欄に規定する政令で定める建物は、第八項第二号イからハまでに掲げる事業の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに規定する建物及び次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。

一 四 省 略

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十一の三 法第四十二条の十一の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が二千五百万円（法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）にあつては、千万円）以上のものとする。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第二十七条の十二

9 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に規定する政令で定める事業は、前項第一号から第三号までに掲げる事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条の二第五号に掲げる無店舗小売業（次項第一号において「無店舗小売業」という。）、同条第六号に掲げる機械等修理業（次項第二号において「機械等修理業」という。）、同条第七号に掲げる不動産賃貸業（次項第三号において「不動産賃貸業」という。）及び同条第九号に掲げる航空機整備業（次項第四号において「航空機整備業」という。）とする。

10 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第三欄に規定する政令で定める建物は、第八項第一号から第三号までに掲げる事業の区分に応じこれらの号に定める建物及び次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。

一 四 同 上

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十一の三 法第四十二条の十一の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が二千万円（法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）にあつては、千万円）以上のものとする。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第二十七条の十二

法第四十二条の十二第一項第一号イに規定する政令で定めるところにより証明がされたことは、適用年度（同条第五項第一号に規定する適用年度をいう。以下この条において同じ。）前の各事業年度のうち法第四十二条の十二第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する各事業年度（同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、

法第四十二条の十二第一項第一号に規定する政令で定めるものは、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものとする。

法第四十二条の十二第一項第一号に規定する政令で定めるものは、

2| 当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度)のいずれかにおいて当該計画の認定に係る法第四十二条の十二第五項第二号に規定する特定業務施設(以下この条において「特定業務施設」という。)につき既に法第四十二条の十二第一項第一号イに規定する特定新規雇用者等数が二人以上であつたこと及び当該各事業年度が同条第五項第五号に規定する基準雇用者数(以下この条において「基準雇用者数」という。)又は同項第六号に規定する地方事業所基準雇用者数(第十六項において「地方事業所基準雇用者数」という。)が零に満たない事業年度に該当しないことが確認できる財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたこととする。

3| 法第四十二条の十二第一項第二号イに規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型特定業務施設(同号イに規定する移転型特定業務施設をいう。以下第五項までにおいて同じ。)において適用年度に新たに雇用された特定雇用者(同条第五項第七号に規定する特定雇用者をいう。以下この項及び第八項において同じ。)で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

4| 法第四十二条の十二第一項第二号ロに規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型特定業務施設のみを同号ロの法人の事業所とみなした場合における適用年度の基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者(同条第五項第三号に規定する雇用者をいう。以下第十項までにおいて同じ。)の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

5| 法第四十二条の十二第一項第二号ロに規定する総数として政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型特定業務施設において適用年

2| 省 略

3| 法第四十二条の十二第五項第六号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用対象特定業務施設（適用年度（同項第一号に規定する適用年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に法第四十二条の十二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定（同項に規定する計画の認定をいう。以下この条において同じ。）を受けた法人の当該計画の認定に係る特定業務施設（法第四十二条の十二第五項第二号に規定する特定業務施設をいう。第十一項及び第十四項第二号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）のみを当該法人の事業所とみなした場合における法第四十二条の十二第五項第五号に規定する基準雇用者数（以下この条において「基準雇用者数」という。）の計算の基礎となる雇用者（同項第三号に規定する雇用者をいう。以下この条において同じ。）の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

4| 法第四十二条の十二第五項第八号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された特定雇用者（同項第七号に規定する特定雇用者をいう。以下この条において同じ。）で当該適用年度終了の日において適用対象特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

5| 法第四十二条の十二第五項第九号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設（同号に規定する移転型適用対象特定業務

度）に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該雇用者の総数とする。

6| 同 上

7| 法第四十二条の十二第五項第六号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定に係る特定業務施設（次項及び第九項において「適用対象特定業務施設」という。）のみを当該法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

8| 法第四十二条の十二第五項第八号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

施設をいう。以下この条において同じ。）に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

6| 法第四十二条の第十二第五項第十号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において適用対象特定業務施設に勤務するもの（以下この条において「新規雇用者」という。）の総数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該新規雇用者の総数とする。

7| 法第四十二条の第十二第五項第十一号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

8| 法第四十二条の第十二第五項第十二号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型適用対象特定業務施設のみを法人の事業所とみなした場合における適用年度の基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

9| 法第四十二条の第十二第五項第十三号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの総数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該雇用者の総数とする。

10| 法第四十二条の第十二第五項第十四号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日まで

9| 法第四十二条の第十二第五項第九号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの総数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該雇用者の総数とする。

の期間)において他の事業所から移転型適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者(新規雇用者を除く。)で当該適用年度終了の日において当該移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

11| 法第四十二条の第十二第五項第十五号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、同号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定に係る特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

12| 省 略

13| 法第四十二条の第十二第一項又は第二項の規定の適用を受ける法人が合併で適用年度において行われたものに係る合併法人又は分割等(分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配(以下この項及び第十六項において「現物分配」という。)をいう。第二号及び第三号において同じ。)で適用年度において行われたもの(残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの)に係る分割法人等(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この項及び第十六項において同じ。)若しくは分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この項及び第十六項において同じ。)に該当する場合の当該法人の基準雇用者数の計算については、当該法人の当該適用年度開始の日の前日における雇用者(当該適用年度終了の日において法第四十二条の第十二第五項第四号に規定する高年齢雇用者に該当する者を除く。以下この項において同じ。)の数は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める雇用者の数とする。

一 三 省 略

14| 法第四十二条の第十二第二項の法人が、当該法人の同項に規定する地方

10| 法第四十二条の第十二第五項第十号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、同号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定に係る特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

11| 同 上

12| 法第四十二条の第十二第一項又は第二項の規定の適用を受ける法人が適用年度において行われた合併に係る合併法人又は適用年度において行われた分割等(分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配(以下この項及び第十五項において「現物分配」という。)をいう。現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。第二号及び第三号において同じ。)に係る分割法人等(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この項及び第十五項において同じ。)若しくは分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この項及び第十五項において同じ。)に該当する場合の当該法人の基準雇用者数の計算については、当該法人の当該適用年度開始の日の前日における雇用者(法第四十二条の第十二第五項第三号又は第六十八条の十五の二第五項第三号に規定する雇用者をいい、当該適用年度終了の日において高年齢雇用者(法第四十二条の第十二第五項第四号又は第六十八条の十五の二第五項第四号に規定する高年齢雇用者をいう。)に該当する者を除く。以下この項において同じ。)の数は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める雇用者の数とする。

一 三 同 上

13| 同 上

活力向上地域等特定業務施設整備計画につき受けた計画の認定に係る同条第五項第一号に規定する二年を経過する日を含む適用年度において次の各号に掲げる場合に該当するときにおける同条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 省 略

二 認定事業年度等の開始の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数が三十六でない場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該法人の当該適用年度の法第四十二条の十二第二項に規定する地方事業所特別税額控除限度額は、四十万円に当該適用年度開始の日から認定事業年度等の開始の日以後三年を経過する日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額に当該法人の当該適用年度と同条第五項第十五号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同条第二項に規定する準地方活力向上地域内にある場合には、三十万円に当該適用年度開始の日から認定事業年度等の開始の日以後三年を経過する日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額に当該特定業務施設に係る当該法人の当該適用年度の同号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額）とする。

省 略

法第四十二条の十二第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人がこれらの規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の一年前の日から当該事業年度終了の日までの間に行われた合併、分割、現物出資又は現物分配（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る合併法人又は分割承継法人等に該当する場合には、同条第七項に規定する離職者がいないかどうかの判定については、次に掲げる事業年度は、当該法人の当該開始の日前一年以内に開始した事業年度とみなす。

一 当該合併、分割若しくは現物出資（法人を設立するものを除く。）
又は現物分配に係る被合併法人又は分割法人等の基準日（当該適用を受けようとする事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（同日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合に

15| 14|

法第四十二条の十二第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人がこれらの規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の一年前の日から当該事業年度終了の日までの間に行われた合併、分割、現物出資又は現物分配（現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る合併法人又は分割承継法人等に該当する場合には、同条第七項に規定する離職者がいないかどうかの判定については、次に掲げる事業年度は、当該法人の当該開始の日前一年以内に開始した事業年度とみなす。

一 同 上

二 認定事業年度等の開始の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数が三十六でない場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該法人の当該適用年度の法第四十二条の十二第二項に規定する地方事業所特別税額控除限度額は、四十万円に当該適用年度開始の日から認定事業年度等の開始の日以後三年を経過する日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額に当該法人の当該適用年度と同条第五項第十号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同条第二項に規定する準地方活力向上地域内にある場合には、三十万円に当該適用年度開始の日から認定事業年度等の開始の日以後三年を経過する日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額に当該特定業務施設に係る当該法人の当該適用年度の同号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額）とする。

同 上

一 当該合併、分割若しくは現物出資（法人を設立するものを除く。）
又は現物分配に係る被合併法人又は分割法人等の基準日（当該適用を受けようとする事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（同日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合に

は、当該連結事業年度)のうち最も古い事業年度開始の日(当該最も古い事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日)をいう。次号において同じ。)から当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日(残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日)の前日(当該分割、現物出資又は現物分配の日が当該適用を受けようとする事業年度開始の日後である場合には、同日の前日)までの期間内の日を含む各事業年度(当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)

二 省 略

17| 法人が法第四十二条の十二第二項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下この項において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。)につき同条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度が基準雇用者数又は同条第五項第六号に規定する地方事業所基準雇用者数(以下この項において「地方事業所基準雇用者数」という。)が零に満たない事業年度(同日以後に終了する連結事業年度にあつては、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合における基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度)に該当しないことが確認できる財務省令で定める書類を添付しなければならぬ。

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第二十七条の十二の五 法第四十二条の十二の五第一項に規定する政令で

定める事項は、同条第三項第三号に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)の支給額の引上げの方針、法第四十二条の十二の五第一項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な構築の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する事項として厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める事項とする。

2| 法第四十二条の十二の五第一項に規定する政令で定める場合は、同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に、経済産業大臣の同項

は、当該連結事業年度)のうち最も古い事業年度開始の日(当該最も古い事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日)をいう。次号において同じ。)から当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日(現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)の前日(当該分割、現物出資又は現物分配の日が当該適用を受けようとする事業年度開始の日後である場合には、同日の前日)までの期間内の日を含む各事業年度(当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)

二 同 上

16| 法人が法第四十二条の十二第二項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下この項において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。)につき同条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度が基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度(同日以後に終了する連結事業年度にあつては、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合における基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度)に該当しないことが確認できる財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第二十七条の十二の五

の法人がインターネットを利用する方法により前項に規定する事項を公表していることについて届出があつた旨を証する書類の写しの添付がある場合とする。

3| 法第四十二条の十二の五第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項において「適用年度」という。）に係る同条第三項第六号イに規定する雇業者給与等支給額を当該適用年度終了の日における法第四十二条の十二第五項第三号に規定する雇業者の数で除して計算した金額に次に掲げる数を合計した数（当該合計した数が地方事業所基準雇業者数（同条第一項第二号イに規定する地方事業所基準雇業者数をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、当該地方事業所基準雇業者数）を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額とする。

一 当該法人が当該適用年度において法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の特定新規雇業者基礎数（同項第二号イに規定する特定新規雇業者基礎数をいう。次号イにおいて同じ。）と当該適用年度の特定非新規雇業者基礎数（同項第二号ロに規定する特定非新規雇業者基礎数をいう。次号ロにおいて同じ。）とを合計した数

二 当該法人が当該適用年度において法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の同条第五項第十二号に規定する移転型地方事業所基準雇業者数から当該法人が当該適用年度において同条第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の次に掲げる数を合計した数を控除した数

イ| 特定新規雇業者基礎数のうち法第四十二条の十二第五項第九号に規定する移転型特定新規雇業者数に達するまでの数

ロ| 特定非新規雇業者基礎数のうち法第四十二条の十二第一項第二号ロに規定する移転型特定非新規雇業者基礎数に達するまでの数

法第四十二条の十二の五第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項において「適用年度」という。）に係る同条第三項第四号イに規定する雇業者給与等支給額を当該適用年度終了の日における法第四十二条の十二第五項第三号に規定する雇業者の数で除して計算した金額に次に掲げる数を合計した数（当該合計した数が地方事業所基準雇業者数（同条第一項第二号イに規定する地方事業所基準雇業者数をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、当該地方事業所基準雇業者数）を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額とする。

一 当該法人が当該適用年度において法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の特定新規雇業者基礎数（同項第二号イに規定する特定新規雇業者基礎数をいう。次号イにおいて同じ。）

二 当該法人が当該適用年度において法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の同条第一項第二号ロに規定する基準雇業者数として政令で定めるところにより証明がされた数のうち同号ロに規定する総数として政令で定めるところにより証明がされた数に達するまでの数から同項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の特定新規雇業者基礎数のうち同号イに規定する移転型特定新規雇業者数に達するまでの数を控除した数

2| 前項の規定は、法第四十二条の十二の五第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前項中「同項の法人」とあるのは「同条第二項に規定する中小企業者等」

と、同項第一号中「当該法人」とあるのは「当該中小企業者等」と、「同じ。」とあるのは「同じ。」と当該適用年度の地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の特条第五項第九号に規定する新規雇用者総数を控除した数とを合計した数」と、同項第二号中「当該法人」とあるのは「当該中小企業者等」と、「のうち同号口に規定する総数として政令で定めるところにより証明がされた数に達するまでの数から」とあるのは「から」と、「数を」とあるのは「数と地方事業所基準雇用者数から同条第五項第九号に規定する新規雇用者総数を控除した数のうち同条第一項第二号口に規定する移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数とを合計した数」と読み替えるものとする。

3 法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する政令で定めるものは、当該法人の国内雇用者（同項第九号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）のうち国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿（労働基準法第七十一条に規定する労働者名簿をいう。第一号において同じ。）に当該国内雇用者の氏名が記載された日として財務省令で定める日（次項において「雇用開始日」という。）から一年を経過していないもの（次に掲げる者を除く。）とする。

一 当該法人の国内雇用者（その国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿に氏名が記載された者に限る。以下この項及び次項において同じ。）となる直前に当該法人の役員（法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）又は使用人（当該法人の役員と同号に規定する政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の国外に所在する事業所の使用人に限る。）であつた者

二 当該法人の国内雇用者となる直前に当該法人との間に法人税法第二十条第十二号の七の五に規定する支配関係（以下この号及び次号において「支配関係」という。）がある法人（以下この号において「支配関係法人」という。）の役員若しくは使用人（当該支配関係法人の国内雇用者、当該支配関係法人の役員と法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する政令で定める特殊の関係のある者及び当該支配関係法人の国外に所在する事業所の使用人に限る。）又は当該法人との間に支配関係がある個人若しくはその使用人（当該個人の国内に所在する事業所に勤務する雇用者として財務省令で定める者及び当該個人の国

4 | 前項の規定は、法第四十二条の十二の五第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前項中「同項の法人」とあるのは「同条第二項に規定する中小企業者等」と、同項各号中「当該法人」とあるのは「当該中小企業者等」と読み替えるものとする。

5 | 法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 役員（法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する役員をいう。以下この項及び第十項第一号イにおいて同じ。）の親族
- 二 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- 三 前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- 四 前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

6 | 法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する政令で定めるものは、当該法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第百八

外に所在する事業所の使用人に限る。）であつた者（次に掲げる者を除く。）

イ 当該法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（次号及び次項において「合併法人等」という。）とする合併等（合併、分割、現物出資又は法人税法第十二条第十二号の五の二に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の直後の当該法人の国内雇用者で当該合併等の直前において当該合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（次号及び次項において「被合併法人等」という。）の国内雇用者であつた者

ロ 当該法人の国内雇用者となる直前に当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人の国内雇用者であつた者

三 | 当該法人を合併法人等とする合併等（当該法人との間に支配関係がない法人を被合併法人等とするものに限る。）の直後の当該法人の国内雇用者で当該合併等の直前において当該合併等に係る被合併法人等の役員又は使用人（当該被合併法人等の役員と法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する政令で定める特殊の関係のある者及び当該被合併法人等の国外に所在する事業所の使用人に限る。）であつた者合併等が行われた場合における当該合併等の直後の当該合併等に係る合併法人等の国内雇用者（当該合併等の直前において当該合併等に係る被合併法人等の国内雇用者であつた者に限る。）については当該被合併法人等における雇用開始日を当該合併法人等における雇用開始日と、法人の国内雇用者となる直前に当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人の国内雇用者であつた者については当該他の連結法人における雇用開始日を当該法人における雇用開始日と、それぞれみなして、前項及びこの項の規定を適用する。

5 | 法第四十二条の十二の五第三項第六号イに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第四十二条の十二の五第三項第六号イの連結事業年度の月数が同号イの適用年度の月数を超える場合 当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者（同項第五号に規定する国内新規雇用者をいう。以下この条に

条に規定する賃金台帳に記載された者とする。

において同じ。)に対する給与等(同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。)の支給額(同項第五号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。)をいう。次号イ及びロにおいて同じ。)に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 法第四十二条の十二の五第三項第六号イの連結事業年度の月数が同号イの適用年度の月数に満たない場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該連結事業年度が六月に満たない場合 当該適用年度開始の前一年(当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。)以内に終了した各連結事業年度(当該開始の前一年以内に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。)に係る給与等支給額(当該事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額)の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ 当該連結事業年度が六月以上である場合 当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

6 法第四十二条の十二の五第三項第六号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第四十二条の十二の五第三項第六号ロの前事業年度の月数が同号ロの適用年度の月数を超える場合 当該前事業年度に係る給与等支給額(その所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額をいう。次号イ及びロにおいて同じ。)に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

二 法第四十二条の十二の五第三項第六号ロの前事業年度の月数が同号ロの適用年度の月数に満たない場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該前事業年度が六月に満たない場合 当該適用年度開始の前

法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する政令で定めるものは、法人の同項第二号に規定する国内雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当する者に限るものとし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者を除く。第一号及び第二号において「国内雇用者」という。）のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 適用年度（法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する適用年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該前日を含む連結事業年度とし、当該前日を含む事業年度が設立の日（同項第一号に規定する設立の日をいう。以下この条において同じ。）を含む事業年度に該当する場合には当該設立の日から当該事業年度終了の日までの期間とする。以下この号及び次号において「前事業年度等」という。）の月数とが同じ場合
当該法人の国内雇用者として当該適用年度及び当該前事業年度等の期間内の各月分の当該法人の給与等の支給を受けた者
二 適用年度の月数と前事業年度等の月数とが異なる場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 前事業年度等の月数が適用年度の月数に満たない場合 当該法人の国内雇用者として当該適用年度の期間及び当該適用年度開始の日

一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度。イにおいて「前一年事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前一年事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ 当該前事業年度が六月以上である場合 当該前事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度とし、設立の日以後に終了した事業年度又は連結事業年度に限る。イにおいて「前一年事業年度等」という。）の期間（当該開始の日から起算して一年前の日又は設立の日を含む前一年事業年度等にあつては、当該一年前の日又は当該設立の日のいづれか遅い日から当該前一年事業年度等の終了の日までの期間。第九項第二号において「前一年事業年度等特定期間」という。）内の各月分の当該法人の給与等の支給を受けた者

ロ 前事業年度等の月数が適用年度の月数を超える場合 当該法人の国内雇用者として当該適用年度の期間及び前事業年度等特定期間（当該前事業年度等の期間のうち当該適用年度の期間に相当する期間で当該前事業年度等の終了の日に終了する期間をいう。）内の各月分の当該法人の給与等の支給を受けた者

8 法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する金額は、同項第九号に規定する雇用者給与等支給額のうち同項第四号に規定する継続雇用者（次項各号において「継続雇用者」という。）に係る金額とする。

9 法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第七項第一号に掲げる場合 法第四十二条の十二の五第三項第五号の法人の第七項第一号に規定する前事業年度等に係る給与等支給額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同条第三項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等の法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する支給額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同号に規定する支給額）をいう。以下この項及び第十七項第一号において同じ。）のうち継続雇用者に係る金額

二 第七項第二号イに掲げる場合 法第四十二条の十二の五第三項第五号の法人の第七項第二号イに規定する前一年事業年度等に係る給与等

支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該前一年事業年度等の前一年事業年度等特定期間に対応する金額に限る。）の合計額に同号イの適用年度の月数を乗じてこれを前一年事業年度等特定期間の月数の合計数で除して計算した金額

三 第七項第二号ロに掲げる場合 法第四十二条の十二の五第三項第五号の法人の第七項第二号ロの前事業年度等に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該前事業年度等の同号ロに規定する前事業年度等特定期間に対応する金額に限る。）

10| 法第四十二条の十二の五第三項第七号に規定する政令で定める費用は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める費用とする。

一 法人がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下この項において「教育訓練等」という。）を自ら行う場合 次に掲げる費用

イ 当該教育訓練等のために講師又は指導者（当該法人の役員又は使用人である者を除く。）に対して支払う報酬その他の財務省令で定める費用

ロ 当該教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用その他これに類する財務省令で定める費用

二 法人から委託を受けた他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該法人の国内雇用者に対して教育訓練等を行う場合 当該教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用

三 法人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合 当該他の者に対して支払う授業料その他の財務省令で定める費用

11| 法人が、法第四十二条の十二の五第一項第二号又は第二項第二号に掲げる要件を満たすものとして同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用に係る前項各号に定める費用の明細を記載した書類として財務省令で定める書類を保存しなければならない。

12| 法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人が次の各号に掲げる合併法人に該当する場合のその適用を受けようとする事業年度（以下第十七項までにおいて「適用年度」という。）

7| 法第四十二条の十二の五第一項の規定の適用を受けようとする法人が次の各号に掲げる合併法人に該当する場合のその適用を受けようとする事業年度（以下第十二項までにおいて「適用年度」という。）の当該法

（）の当該法人の同条第三項第八号に規定する比較教育訓練費の額（第十四項において「比較教育訓練費の額」という。）の計算における同号の教育訓練費の額については、当該法人の当該各号に規定する調整対象年度に係る教育訓練費の額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第二号に規定する教育訓練費の額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同号に規定する教育訓練費の額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）は、当該各号に定めるところによる。

一 適用年度において行われた合併に係る合併法人 当該合併法人の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該合併法人が当該適用年度開始の日においてその設立の日の翌日以後一年を経過していない法人（以下第十七項までにおいて「未經過法人」という。）に該当する場合には基準日から当該合併法人の設立の日の前日までの期間を当該合併法人の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人の当該各調整対象年度に係る教育訓練費の額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別教育訓練費の額を合計した金額に当該合併の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

二 基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた合併に係る合併法人 当該合併法人の基準日から当該合併の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に

人の同条第三項第六号に規定する新規雇用者比較給与等支給額（第九項において「新規雇用者比較給与等支給額」という。）の計算における同号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。第九項において「前事業年度等」という。）の月数とが異なる場合には、第五項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は前項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額）については、当該法人の当該各号に規定する調整対象年度に係る給与等支給額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）は、当該各号に定めるところによる。

一 適用年度において行われた合併に係る合併法人 当該合併法人の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該合併法人が当該適用年度開始の日においてその設立の日（法第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立の日をいう。以下この条において同じ。）の翌日以後一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間）を経過していない法人（次号及び第九項第二号において「未經過法人」という。）に該当する場合には基準日から当該合併法人の設立の日の前日までの期間を当該合併法人の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人の当該各調整対象年度に係る給与等支給額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等支給額を合計した金額に当該合併の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

二 基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた合併に係る合併法人 当該合併法人の基準日から当該合併の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に

該当する場合には当該期間の日を含む連結事業年度とし、当該合併法人が未經過法人に該当する場合には基準日から当該合併法人の設立の日の前日までの期間を当該合併法人の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人の当該各調整対象年度に係る教育訓練費の額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別教育訓練費の額を合計した金額を加算する。

13| 前項に規定する月別教育訓練費の額とは、その合併に係る被合併法人の各事業年度（当該被合併法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）に係る教育訓練費の額をそれぞれ当該各事業年度等の月数で除して計算した金額を当該各事業年度等に含まれる月に係るものとみなしたものをいう。

14| 法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人が分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）に該当する場合（分割法人等にあつては第一号イ又はロに掲げる法人に該当する場合に、分割承継法人等にあつては第二号イ又はロに掲げる法人に該当する場合に、それぞれ限る。）の適用年度の当該法人の比較教育訓練費の額の計算における法第四十二条の十二の五第三項第八号の教育訓練費の額については、当該法人の次の各号に規定する調整対象年度に係る教育訓練費の額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第二号に規定する教育訓練費の額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同号に規定する教育訓練費の額）をいう。第二十項及び第二十一項を除き、以下この条において同じ。）は、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 分割法人等 当該分割法人等のイ及びロに規定する各調整対象年度

該当する場合には当該期間の日を含む連結事業年度とし、当該合併法人が未經過法人に該当する場合には基準日から当該合併法人の設立の日の前日までの期間を当該合併法人の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人の当該各調整対象年度に係る給与等支給額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等支給額を合計した金額を加算する。

8| 前項に規定する月別給与等支給額とは、その合併に係る被合併法人の各事業年度（当該被合併法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）に係る給与等支給額をそれぞれ当該各事業年度等の月数で除して計算した金額を当該各事業年度等に含まれる月に係るものとみなしたものをいう。

9| 法第四十二条の十二の五第一項の規定の適用を受けようとする法人が分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）に該当する場合（分割法人等にあつては第一号イ又はロに掲げる法人に該当する場合に、分割承継法人等にあつては第二号イ又はロに掲げる法人に該当する場合に、それぞれ限る。）の適用年度の当該法人の新規雇用者比較給与等支給額の計算における法第四十二条の十二の五第三項第六号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と前事業年度等の月数とが異なる場合には、第五項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は第六項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額）については、当該法人の次の各号に規定する調整対象年度に係る給与等支給額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額）をいう。以下第十二項までにおいて同じ。）は、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 分割法人等 当該分割法人等のイ及びロに規定する各調整対象年度

ごとに当該分割法人等の当該各調整対象年度に係る教育訓練費の額から次に掲げる分割法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除する。

イ 適用年度において行われた分割等（分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等 当該分割法人等の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間内の日を含む連結事業年度。イにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割法人等の当該各調整対象年度に係る移転教育訓練費の額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ 基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る分割法人等 当該分割法人等の基準日から当該分割等の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間内の日を含む連結事業年度。ロにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割法人等の当該各調整対象年度に係る移転教育訓練費の額

二 分割承継法人等 当該分割承継法人等のイ及びロに規定する各調整対象年度ごとに当該分割承継法人等の当該各調整対象年度に係る教育訓練費の額に次に掲げる分割承継法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加算する。

イ 適用年度において行われた分割等（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものの）に係る分割承継法人等 当該分割承継法人等の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。イにおいて「調整対象年度」という。）について

ごとに当該分割法人等の当該各調整対象年度に係る給与等支給額から次に掲げる分割法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除する。

イ 適用年度において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等 当該分割法人等の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間内の日を含む連結事業年度。イにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割法人等の当該各調整対象年度に係る移転給与等支給額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ 基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る分割法人等 当該分割法人等の基準日から当該分割等の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間内の日を含む連結事業年度。ロにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割法人等の当該各調整対象年度に係る移転給与等支給額

二 分割承継法人等 当該分割承継法人等のイ及びロに規定する各調整対象年度ごとに当該分割承継法人等の当該各調整対象年度に係る給与等支給額に次に掲げる分割承継法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加算する。

イ 適用年度において行われた分割等（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものの）に係る分割承継法人等 当該分割承継法人等の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。イにおいて「調整対象年度」という。）について

は、当該分割承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転教育訓練費の額を合計した金額に当該分割等の日（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額）

ロ 基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、基準日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る分割承継法人等 当該分割承継法人等の基準日から当該分割等の日の前日（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日）までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。ロにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転教育訓練費の額を合計した金額

15| 前項第二号に規定する月別移転教育訓練費の額とは、その分割等に係る分割法人等の当該分割等の日（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日。以下この項及び次項において同じ。）前に開始した各事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項及び次項において「事業年度等」という。）に係る移転教育訓練費の額をそれぞれ当該各事業年度等の月数（分割等の日を含む事業年度等（以下この項及び次項において「分割事業年度等」という。）にあつては、当該分割事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度等に含まれる月（分割事業年度等にあつては、当該分割事業年度等の開始の日から当

は、当該分割承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転給与等支給額を合計した金額に当該分割等の日（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額）

ロ 基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、基準日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る分割承継法人等 当該分割承継法人等の基準日から当該分割等の日の前日（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日）までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。ロにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転給与等支給額を合計した金額

10| 前項第二号に規定する月別移転給与等支給額とは、その分割等に係る分割法人等の当該分割等の日（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日。以下この項及び次項において同じ。）前に開始した各事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項及び次項において「事業年度等」という。）に係る移転給与等支給額をそれぞれ当該各事業年度等の月数（分割等の日を含む事業年度等（以下この項及び次項において「分割事業年度等」という。）にあつては、当該分割事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度等に含まれる月（分割事業年度等にあつては、当該分割事業年度等の開始の日から当該分

該分割等の日の前日までの期間に含まれる月)に係るものとみなしたものをいう。

16| 前二項に規定する移転教育訓練費の額とは、その分割等に係る分割法人等の当該分割等の日前に開始した各事業年度等に係る教育訓練費の額(分割事業年度等にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割事業年度の終了の日とした場合に損金の額に算入される教育訓練費の額)に当該分割等の直後の当該分割等に係る分割承継法人等の国内雇用者(当該分割等の直前において当該分割法人等の国内雇用者であつた者に限る。)(の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の国内雇用者の数で除して計算した金額をいう。

17| 第十二項及び第十四項に規定する基準日とは、次に掲げる日のうちいずれか早い日をいう。

一 法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人(以下この号において「適用法人」という。)が未經過法人に該当し、かつ、当該適用法人がその設立の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に行われた合併又は分割等(残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては当該設立の日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度)終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとし、その分割等に係る移転給与等支給額(給与等支給額を教育訓練費の額とみなした場合における前項に規定する移転教育訓練費の額をいう。)が零である場合における当該分割等を除く。以下この号及び第二十項第一号イにおいて同じ。)(に係る合併法人又は分割承継法人等に該当する場合(当該設立の日から当該合併又は分割等の日の前日(残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日。第二十項第一号イにおいて同じ。)(までの期間に係る給与等支給額が零である場合に限る。)(における当該合併又は分割等に係る被合併法人又は分割法人等の当該適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前一年以内に開始した連結事業年度。次号において「事業年度等」という。)(のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日

二 適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度等のうち最も古

割等の日の前日までの期間に含まれる月)に係るものとみなしたものをいう。

11| 前二項に規定する移転給与等支給額とは、その分割等に係る分割法人等の当該分割等の日前に開始した各事業年度等に係る給与等支給額(分割事業年度等にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割事業年度の終了の日とした場合に損金の額に算入される給与等支給額)に当該分割等の直後の当該分割等に係る分割承継法人等の国内新規雇用者(当該分割等の直前において当該分割法人等の国内新規雇用者であつた者に限る。)(の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の国内新規雇用者の数で除して計算した金額をいう。

18)

い事業年度又は連結事業年度開始の日

法第四十二条の十二の五第三項第十号イに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第四十二条の十二の五第三項第十号イの連結事業年度の月数が同号イの適用年度の月数を超える場合 当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用に對する給与等の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 法第四十二条の十二の五第三項第十号イの連結事業年度の月数が同号イの適用年度の月数に満たない場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該連結事業年度が六月に満たない場合 当該適用年度開始の前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の前一年以内に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用に對する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ 当該連結事業年度が六月以上である場合 当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

19)

法第四十二条の十二の五第三項第十号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第四十二条の十二の五第三項第十号ロの前事業年度の月数が同号ロの適用年度の月数を超える場合 当該前事業年度に係る給与等支給額（その所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用に對する給与等の支給額をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用

年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

二 法第四十二条の十二の五第三項第十号ロの前事業年度の月数が同号ロの適用年度の月数に満たない場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該前事業年度が六月に満たない場合 当該適用年度開始の前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の前一年以内に終了した連結事業年度。イにおいて「前一年事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを前一年事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ 当該前事業年度が六月以上である場合 当該前事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

12

第七項及び第九項に規定する基準日とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日をいう。

一 適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。以下この号及び次号において「前事業年度等」という。）の月数が当該適用年度の月数に満たない場合で、かつ、当該前事業年度等が六月に満たない場合 次に掲げる日のうちいずれか早い日

イ 法第四十二条の十二の五第一項の規定の適用を受けようとする法人が当該適用年度開始の日においてその設立の日の翌日以後一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イ及びロにおいて同じ。）を経過していない場合であり、かつ、当該法人が当該設立の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内に行われた合併又は分割等（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては当該設立の日から当該前事業年度等の終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとし、その分割等に係る前項に規定する移転給与等支給額が零である場合における

る当該分割等を除く。イにおいて同じ。）に係る合併法人又は分割承継法人等である場合（当該設立の日から当該合併又は分割等の日の前日（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日。第十五項第一号において同じ。）までの期間に係る給与等支給額が零である場合に限る。）における当該合併又は分割等に係る被合併法人又は分割法人等の当該適用年度開始の日前一年以内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該開始の日前一年以内の日を含む連結事業年度とし、当該被合併法人又は分割法人等の設立の日以後に終了した事業年度又は連結事業年度に限る。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日

ロ 当該適用年度開始の日前一年以内に終了した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度とし、設立の日以後に終了した事業年度又は連結事業年度に限る。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日

13 二 前号に掲げる場合以外の場合 前事業年度等の開始の日
法第四十二条の十二の五第三項第七号に規定する政令で定める費用は

、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める費用とする。

一 法人がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下第三号までにおいて「教育訓練等」という。）を自ら行う場合 次に掲げる費用

イ 当該教育訓練等のために講師又は指導者（当該法人の役員又は使用人である者を除く。）に対して支払う報酬その他の財務省令で定める費用

ロ 当該教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用その他これに類する財務省令で定める費用

二 法人から委託を受けた他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。以下この号及び次号において同じ。）が教育訓練等を行う場合 当該教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用

20]

法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人（以下この項及び次項において「適用法人」という。）が給与等基準日（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日）をいう。以下この項及び次項において同じ。）から同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項及び次項において「適用年度」という。）終了の日までの期間内において行われた合併に係る合併法人に該当する場合の当該適用法人の当該適用年度における比較雇用者給与等支給額（同条第三項第十号に規定する比較雇用者給与等支給額をいう。次項において同じ。）の計算における同号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。以下この項及び次項において「前事業年度等」という。）の月数と異なる場合には、第十八項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は前項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額）については、給与等基準日を第十二項各号の基準日と、給与等未経過法人（当該適用年度開始の日においてその設立の日の翌日以後一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。第一号において同じ。）を経過していない法人をいう。第一号イ及び次項において同じ。）を第十二項各号の未経過法人と、給与等支給額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）をいう。第一号イにおいて同じ。）を同一の教育訓練費の額と、それぞれみなした場合における同項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 前事業年度等の月数が適用年度の月数に満たない場合で、かつ、当

三 法人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合

当該他の者に対して支払う授業料その他の財務省令で定める費用

14] 法人が、法第四十二条の十二の五第一項第二号又は第二項第二号イに掲げる要件を満たすものとして同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に前項各号に定める費用の明細を記載した書類として財務省令で定める書類を添付しなければならない。

15]

法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人（以下この項及び次項において「適用法人」という。）が教育訓練費基準日（次に掲げる日のうちいずれか早い日をいう。以下この項及び次項において同じ。）から同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項及び次項において「適用年度」という。）終了の日までの期間内において行われた合併に係る合併法人に該当する場合の当該適用法人の当該適用年度における比較教育訓練費の額（同条第三項第八号に規定する比較教育訓練費の額をいう。次項において同じ。）の計算における教育訓練費の額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第二号に規定する教育訓練費の額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される第六十八条の十五の六第一項第二号に規定する教育訓練費の額）をいう。以下この条において同じ。）については、適用年度を第七項の適用年度と、教育訓練費基準日を同項各号の基準日と、教育訓練費未経過法人（当該適用年度開始の日においてその設立の日の翌日以後一年を経過していない法人をいう。第一号イ及び次項において同じ。）を第七項各号の未経過法人と、教育訓練費の額を同項の給与等支給額と、それぞれみなした場合における同項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 当該適用法人が教育訓練費未経過法人に該当し、かつ、当該適用法

該前事業年度等が六月に満たない場合 次に掲げる日のうちいずれか早い日

イ 当該適用法人が給与等未経過法人に該当し、かつ、当該適用法人がその設立の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内に行われた合併又は分割等に係る合併法人又は分割承継法人等に該当する場合（当該設立の日から当該合併又は分割等の日の前日までの期間に係る給与等支給額が零である場合に限る。）における当該合併又は分割等に係る被合併法人又は分割法人等の当該適用年度開始の日前一年以内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該開始の日前一年以内の日を含む連結事業年度とし、当該被合併法人又は分割法人等の設立の日以後に終了した事業年度又は連結事業年度に限る。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日

ロ 当該適用年度開始の日前一年以内に終了した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度とし、設立の日以後に終了した事業年度又は連結事業年度に限る。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日

二 前号に掲げる場合以外の場合 前事業年度等の開始の日

21) 適用法人が給与等基準日から適用年度終了の日までの期間内において行われた分割等に係る分割法人等又は適用年度において行われた分割等（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る分割承継法人等若しくは給与等基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、給与等基準日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る分割承継法人等に該当する場合の当該適用法人の当該適用年度における比較雇用者給与等支給額の計算における法第四十二条の十

人がその設立の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内に行われた合併又は分割等（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては当該設立の日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとし、その分割等に係る第十一項に規定する移転給与等支給額（法第四十二条の十二の五第二項の規定の適用を受けようとする場合には、第二十項において準用する第十一項に規定する移転給与等支給額）が零である場合における当該分割等を除く。以下この号において同じ。）に係る合併法人又は分割承継法人等に該当する場合（当該設立の日から当該合併又は分割等の日の前日までの期間に係る第九項に規定する給与等支給額（同条第二項の規定の適用を受けようとする場合には、第二十項において準用する第九項に規定する給与等支給額）が零である場合に限る。）における当該合併又は分割等に係る被合併法人又は分割法人等の当該適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前一年以内に開始した連結事業年度。次号において「事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日

二 当該適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度等のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日

16) 適用法人が教育訓練費基準日から適用年度終了の日までの期間内において行われた分割等に係る分割法人等又は適用年度において行われた分割等（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る分割承継法人等若しくは教育訓練費基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、教育訓練費基準日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る分割承継法人等に該当する場合の当該適用法人の当該適用年度における比較教育訓練費の額の計算における教育訓練

二の五第三項第十号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と前事業年度等の月数とが異なる場合には、第十八項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は第十九項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額）については、給与等基準日を第十四項各号の基準日と、給与等未経過法人を同項第二号の未経過法人と、給与等支給額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）をいう。）を同項の教育訓練費の額と、それぞれみなした場合における同項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

費の額については、適用年度を第九項の適用年度と、教育訓練費基準日を同項各号の基準日と、教育訓練費未経過法人を同項第二号の未経過法人と、教育訓練費の額を同項の給与等支給額と、それぞれみなした場合における同項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

17) 法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する政令で定める特殊の關係のある者は、次に掲げる者とする。

一 役員 の 親 族

二 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三 前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
四 前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

18) 法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する政令で定めるものは、当該法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第八十条に規定する賃金台帳に記載された者とする。

19) 第五項の規定は法第四十二条の十二の五第三項第十一号イに規定する政令で定めるところにより計算した金額について、第六項の規定は同号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額について、それぞれ準用する。この場合において、第五項第一号中「国内新規雇用者（同項第五号に規定する国内新規雇用者をいう。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同項第二号イ並びに第六項第一号及び第二号イ中「国内新規雇用者」とあるのは、「国内雇用者」と読み替えるものとする。

20) 第七項から第十二項までの規定は、法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人の同条第三項第十一号に規定する比較雇用者給与等支給額の計算について準用する。この場合において、第七項中「同号」とあるのは「同条第三項第十一号」と、「第五項第一号」とあるのは「第十九項において準用する第五項第一号」と、

22] 法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合において、当該各号に定める金額の計算の基礎となる給与等に充てるための同条第三項第六号イに規定する雇用安定助成金額があるときは、同号ロに掲げる金額は、当該各号に定める金額から当該雇用安定助成金額を控除して計算した同項第十号に規定する比較雇用者給与等支給額とする。

一 法第四十二条の十二の五第三項第十号イの連結事業年度の月数と同号イの適用年度の月数とが異なる場合又は同号ロに掲げる場合 第十号第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は第十九項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額

二 前二項の規定によりみなされた第十二項又は第十四項の規定の適用を受ける場合 第十七項第一号又は前二項の給与等支給額

23] 第七項、第九項、第十二項から第十五項まで及び第十八項から前項までの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

24] 法第四十二条の十二の五第一項の規定の適用を受けようとする法人のその適用を受けようとする事業年度に係る同条第三項第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、同条第一項に規定する継続雇用者給与等支給増加割合が百分の三以上であるときに該当しないものとする。

25] 法第四十二条の十二の五第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する中小企業者等のその適用を受けようとする事業年度に係る同条第三項第十号に規定する比較雇用者給与等支給額が零である場合には、同条第二項に規定する雇用者給与等支給増加割合が百分の一・五以上であるときに該当しないものとする。

「国内新規雇用者」とあるのは「国内雇用者」と、第九項中「第四十二条の十二の五第三項第六号」とあるのは「第四十二条の十二の五第三項第十一号」と、「第五項第一号」とあるのは「第十九項において準用する第五項第一号」と、「国内新規雇用者」とあるのは「国内雇用者」と、「第十一項中「国内新規雇用者」とあるのは「国内雇用者」と読み替えるものとする。

21] 法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合において、当該各号に定める金額の計算の基礎となる給与等に充てるための同条第三項第四号イに規定する雇用安定助成金額があるときは、同号ロに掲げる金額は、当該各号に定める金額から当該雇用安定助成金額を控除して計算した同項第十一号に規定する比較雇用者給与等支給額とする。

一 法第四十二条の十二の五第三項第十一号イの連結事業年度の月数と同号イの適用年度の月数とが異なる場合又は同号ロに掲げる場合 第十九項において準用する第五項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は第六項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額

二 前項において準用する第七項又は第九項の規定の適用を受ける場合 前項において準用する第七項から第九項まで、第十一項又は第十二項第一号イの給与等支給額

22] 法第四十二条の十二の五第一項の規定の適用を受けようとする法人のその適用を受けようとする事業年度に係る同条第三項第六号に規定する新規雇用者比較給与等支給額が零である場合には、同条第一項第一号に掲げる要件を満たさないものとする。

23] 法第四十二条の十二の五第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する中小企業者等のその適用を受けようとする事業年度に係る同条第三項第十一号に規定する比較雇用者給与等支給額が零である場合には、同条第二項に規定する雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるときに該当しないものとする。

26| 法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人のその適用を受けようとする事業年度に係る同条第三項第八号に規定する比較教育訓練費の額が零である場合における同条第一項又は第二項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 当該事業年度に係る教育訓練費の額が零である場合 法第四十二条の十二の五第一項第二号及び第二項第二号に掲げる要件を満たさないものとする。

二 前号に掲げる場合以外の場合 法第四十二条の十二の五第一項第二号及び第二項第二号に掲げる要件を満たすものとする。

27| 厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定により事項を定めたときは、これを告示する。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第二十七条の十三 省 略

2 省 略

3| 法第四十二条の十三第六項第一号イ(2)に規定する政令で定める場合は、第六項第二号に掲げる金額が零を超える場合とする。

24| 同 上

一 当該事業年度に係る教育訓練費の額が零である場合 法第四十二条の十二の五第一項第二号及び第二項第二号に掲げる要件を満たさないものとする。

25| 二 前号に掲げる場合以外の場合 法第四十二条の十二の五第一項第二号及び第二項第二号イに掲げる要件を満たすものとする。

第五項から第十項まで、第十二項及び第二十一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第二十七条の十三 同 上

2 同 上

3| 法第四十二条の十三第六項第一号イに規定する政令で定めるものは、同項に規定する法人の同号イに規定する国内雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当する者に限るものとし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者を除く。以下この項及び第五項第一号において「国内雇用者」という。）のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 対象年度（法第四十二条の十三第六項に規定する対象年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）の月数と当該対象年度開始日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該前日を含む連結事業年度とし、当該前日を含む事業年度が設立の日（法第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立の日をいう。以下この号及び次号イにおいて同じ。）を含む事業年度に該当する場合には当該設立の日から当該事業年度終了の日までの期間とする。以下この号及び次号において「前事業年度等」という

。の月数とが同じ場合 当該法人の国内雇用者として当該対象年度及び当該前事業年度等の期間内の各月分の当該法人の給与等（法第四十二条の十三第六項第一号イに規定する給与等をいう。次号及び第五項第一号において同じ。）の支給を受けた者

二 対象年度の月数と前事業年度等の月数とが異なる場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 前事業年度等の月数が対象年度の月数に満たない場合 当該法人の国内雇用者として当該対象年度の期間及び当該対象年度開始の日前一年（当該対象年度が一年に満たない場合には、当該対象年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度とし、設立の日以後に終了した事業年度又は連結事業年度に限る。イにおいて「前一年事業年度等」という。）の期間（当該開始の日から起算して一年前の日又は設立の日を含む前一年事業年度等にあつては、当該一年前の日又は当該設立の日のいずれか遅い日から当該前一年事業年度等の終了の日までの期間。第五項第二号において「前一年事業年度等特定期間」という。）内の各月分の当該法人の給与等の支給を受けた者

ロ 前事業年度等の月数が対象年度の月数を超える場合 当該法人の国内雇用者として当該対象年度の期間及び前事業年度等特定期間（当該前事業年度等の期間のうち当該対象年度の期間に相当する期間で当該前事業年度等の終了の日に終了する期間をいう。）内の各月分の当該法人の給与等の支給を受けた者

4 法第四十二条の十三第六項第一号イに規定する政令で定める金額は、法第四十二条の十二の五第三項第十号に規定する雇用者給与等支給額のうち法第四十二条の十三第六項第一号イに規定する継続雇用者（次項各号において「継続雇用者」という。）に係る金額とする。

5 法第四十二条の十三第六項第一号ロに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第三項第一号に掲げる場合 法第四十二条の十三第六項に規定する法人の同号に規定する前事業年度等に係る給与等支給額（当該法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同項第一号イに規定する支給額（当該法人の事業年度が

6 | 5 | 4 |
省 省
略 略

法第四十二条の第十三第六項各号列記以外の部分に規定する政令で定める場合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下である場合とする。

一 法第四十二条の第十三第六項に規定する対象年度（以下この項及び第十項において「対象年度」という。）の基準所得等金額（当該対象年度開始の日前一年（当該対象年度が一年に満たない場合には、当該対象年度の期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に終了した各事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した各事業年度に連結事業年度に該当する事業年度がある場合には当該開始の日前一年以内に終了した各連結事業年度のうち最も新しい連結事業年度終了の日後に終了した各事業年度に限るものとし、最初課税事業年度開始の日前に終了した各事業年度及び外国法人である人格のない社団等の第八項第二号に規定する収益事業から生ずるものを有することとなつた日を含む事業年度開始の日からその有することとなつた日の前日までの期間を除く。次号において「前事業年度等」という。）の月数を合計した数が当該対象年度の月数に満たない場合には、当該基準所得等金額を当該対象年度の月数で除し、これに当該合計した数を乗じて計算し

8 | 7 | 6 |

法第四十二条の第十三第六項に規定する政令で定める場合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下である場合とする。

一 法第四十二条の第十三第六項に規定する特定対象年度（以下この号及び次号において「特定対象年度」という。）の基準所得等金額（当該特定対象年度開始の日前一年（当該特定対象年度が一年に満たない場合には、当該特定対象年度の期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に終了した各事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した各事業年度に連結事業年度に該当する事業年度がある場合には当該開始の日前一年以内に終了した各連結事業年度のうち最も新しい連結事業年度終了の日後に終了した各事業年度に限るものとし、最初課税事業年度開始の日前に終了した各事業年度及び外国法人である人格のない社団等の第十項第二号に規定する収益事業から生ずるものを有することとなつた日を含む事業年度開始の日からその有することとなつた日の前日までの期間を除く。次号において「前事業年度等」という。）の月数を合計した数が当該特定対象年度の月数に満たない場合には、当該基準所得等金額を当該特定対象年度の月数で除し、これに当

連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同号イに規定する支給額）をいう。次号及び第三号において同じ。）のうち継続雇用者に係る金額

二 第三項第二号イに掲げる場合 法第四十二条の第十三第六項に規定する法人の同号イに規定する前一年事業年度等に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該前一年事業年度等の前一年事業年度等特定期間に対応する金額に限る。）の合計額に同号イの対象年度の月数を乗じてこれを前一年事業年度等特定期間の月数の合計数で除して計算した金額

三 第三項第二号ロに掲げる場合 法第四十二条の第十三第六項に規定する法人の同号ロの前事業年度等に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該前事業年度等の同号ロに規定する前事業年度等特定期間に対応する金額に限る。）

た金額)

- 二 前事業年度等の基準所得等金額(対象年度開始の日から起算して一年前の日を含む前事業年度等にあつては、当該前事業年度等の基準所得等金額を当該前事業年度等の月数で除し、これに当該一年前の日から当該前事業年度等の終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額)の合計額

- 7| 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

- 8| 第六項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

- 9| 法第四十二条の十三第六項に規定する法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、第六項に規定する基準所得等金額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 省略

- 10| 法第四十二条の十三第六項に規定する法人の対象年度に係る同項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号イに規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、同号イ又はロに定める要件に該当するものとする。

- 11| 省略

(環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却)

- 第二十八条の七 法第四十四条の四第一項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち同項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

- 2| 法第四十四条の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の設備等(同項各号に規定する設備等をいう。)を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額(法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。)の合計額が百万円以上のものとする。

- 3| 法第四十四条の四第二項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち同項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして農林水産大臣が定める基準に適合

該合計した数を乗じて計算した金額)

- 二 前事業年度等の基準所得等金額(特定対象年度開始の日から起算して一年前の日を含む前事業年度等にあつては、当該前事業年度等の基準所得等金額を当該前事業年度等の月数で除し、これに当該一年前の日から当該前事業年度等の終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額)の合計額

- 9| 第三項、第五項第二号及び前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

- 10| 第八項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 同上

- 11| 法第四十二条の十三第六項に規定する法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、第八項に規定する基準所得等金額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 同上

- 12| 法第四十二条の十三第六項に規定する法人の同項に規定する対象年度に係る同項第一号イ及びロに掲げる金額が零である場合には、同号に掲げる要件に該当するものとする。

- 13| 同上

第二十八条の七及び第二十八条の八 削除

するものとする。

4 農林水産大臣は、第一項又は前項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第二十八条の八 削除

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十八条の九 法第四十五条第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 法第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設（以下この項において「新増設」という。）をする場合 沖繩振興特別措置法第三十五条第四項の規定による提出の日（同条第七項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなった区域については、当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなった区域については、当該期間の初日から当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日までの期間）

- 二 法第四十五条第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖繩振興特別措置法第四十一条第四項の規定による提出の日（同条第七項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなった区域については、当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなった区域については、当該期間の初日から当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日までの期間）

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十八条の九 同上

- 一 法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設（以下この項において「新増設」という。）をする場合 沖繩振興特別措置法第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項の規定による提出のあつた日（同条第七項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。）に該当することとなった地区については、当該変更につき同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日）から令和四年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により産業高度化・事業革新促進地域に該当しないこととなった地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日までの期間）

- 二 法第四十五条第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖繩振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）に該当することとなった地区については、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日）から令和四年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第八項の変更により国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなった地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第五項の

三 法第四十五条第一項の表の第三号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法第五十五条の第二第四項の認定の日（同法第五十五条第四項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなつた区域についてはその新たに該当することとなつた日とし、同法第五十五条の二第七項の変更により新たに同号の第三欄に掲げる事業に該当することとなつた事業については当該変更に係る同条第八項において準用する同条第四項の認定の日とする。）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間（以下この号において「指定期間」という。）内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により同表の第三号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなつた区域については指定期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、指定期間内に同法第五十五条の二第七項の変更により同号の第三欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業については当該初日から当該変更に係る同条第八項において準用する同条第四項の認定の日までの期間とし、指定期間内に同条第十項の規定により同条第九項に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

2 法第四十五条第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

- 一 法第四十五条第一項の表の第一号及び第二号の第三欄に掲げる事業次に掲げるいずれかの規模のもの
- イ 一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。以下こ

規定による提出のあつた日までの期間）

三 法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる経済金融活性化特別地区として指定された地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項の認定の日（同法第五十五条第四項の変更により新たに当該経済金融活性化特別地区に該当することとなつた地区についてはその新たに該当することとなつた日とし、同法第五十五条の三第一項の変更により新たに同欄に掲げる事業に該当することとなつた事業についてはその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日とする。）から令和四年三月三十一日までの期間（当該期間内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により当該経済金融活性化特別地区に該当しないこととなつた地区については当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同法第五十五条の三第一項の変更により同欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業については当該初日からその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日までの期間とし、同法第五十五条の六第一項の規定により同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

四 法第四十五条第一項の表の第四号の第一欄に掲げる離島の地域において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法施行令第一条に規定する島として定められた日又は同条の規定による指定の日から令和四年三月三十一日までの期間（当該期間内に同号の第一欄に規定する離島に該当しないこととなつた地域については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）

2 同上

- 一 法第四十五条第一項の表の第一号から第三号までの第二欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの
- イ 一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。ロ及び

の項及び第十項において同じ。)で、これを構成する減価償却資産(法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。)の取得価額(同令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。)の合計額が千万円を超えるもの

- ロ 機械及び装置並びに器具及び備品(法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置)で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの
- 法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの

イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が百万円を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が五十万円を超えるもの

3| 法第四十五条第一項に規定する区域の振興に資するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。

- 一 法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人 当該法人の沖繩振興特別措置法第三十五条の三第八項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産

二 法第四十五条第一項の表の第二号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人 当該法人の沖繩振興特別措置法第四十二条の二第八項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産

三 法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人 当該法人の沖繩振興特別措置法第五十五条の四第八項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産

4| 法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、沖繩振興特別措置法施行令第四条第八号に掲げる電気業(次項第一号イにおいて「電気業」という。)及び同条第九号に掲げるガス供給業(次項において「ガス供給業」という。)とする。

次号において同じ。)で、これを構成する減価償却資産(法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。)の取得価額(同令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。)の合計額が千万円を超えるもの

- ロ 機械及び装置並びに器具及び備品(法第四十五条第一項の表の第二号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置)で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの
- 法第四十五条第一項の表の第四号の第二欄に掲げる事業 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が千万円を超えるもの

3| 法第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、沖繩振興特別措置法施行令第四条第八号に掲げる電気業(次項第一号において「電気業」という。)及び計量証明業とする。

5| 法第四十五条第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定めるものは、機械及び装置（ガス供給業の用に供されるものにあつては、沖繩振興特別措置法施行令第四条第九号に規定する液化ガス貯蔵設備その他の財務省令で定める機械及び装置に限る。）、構築物（液化したガスを貯蔵し、又は利用するためのもの（製造業又はガス供給業の用に供されるものに限る。）で財務省令で定めるものに限る。）並びに次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める器具及び備品

イ 製造業、自然科学研究所に属する事業及び電気業 次に掲げる器具及び備品

(1) 専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの

(2) 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品

ロ 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業 イ(2)に掲げる器具及び備品

二 工場の建物及びその附属設備（ガス供給業の用に供される建物及びその附属設備を除く。）並びに次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める建物及びその附属設備

イ 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附

4| 法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める器具及び備品とする。

一 製造の事業、自然科学研究所に属する事業、電気業及び計量証明業 次に掲げる器具及び備品

イ 専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの

ロ 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品
二 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業 前号ロに掲げる器具及び備品

5| 法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定める建物は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。

一 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物

二 倉庫業 作業場用又は倉庫用の建物

三 卸売業 作業場用、倉庫用又は展示場用の建物

四 デザイン業及び計量証明業 事務所用又は作業場用の建物

五 自然科学研究所に属する事業 研究所用の建物

属設備

ロ 倉庫業 作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

ハ 卸売業 作業場用、倉庫用又は展示場用の建物及びその附属設備

ニ デザイン業 事務所用又は作業場用の建物及びその附属設備

ホ 自然科学研究所に属する事業 研究所用の建物及びその附属設備

6 法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める事業は、前項第二号イからハまでに掲げる事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条の二第五号に掲げる無店舗小売業（次項第一号において「無店舗小売業」という。）、同条第六号に掲げる機械等修理業（次項第二号において「機械等修理業」という。）、同条第七号に掲げる不動産賃貸業（次項第三号において「不動産賃貸業」という。）及び同条第九号に掲げる航空機整備業（次項第四号において「航空機整備業」という。）とする。

7 法第四十五条第一項の表の第二号の第四欄に規定する政令で定める建物は、第五項第二号イからハまでに掲げる事業の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに規定する建物及び次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。

一 四 省 略

8 法第四十五条第二項に規定する政令で定める期間は、令和四年四月一日（同日後に同項に規定する離島（以下この項及び第十二項において「離島」という。）に該当することとなつた地域については、その該当することとなつた日）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間内に離島に該当しないこととなつた地域については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）とする。

9 法第四十五条第二項に規定する政令で定める事業は、旅館業法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第三項に規定する簡易宿所営業（これらの事業のうち財務省令で定めるものを除く。）とする。

10 法第四十五条第二項に規定する旅館業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（当該法人が次の各号に掲げる法人に該当す

6 法第四十五条第一項の表の第二号の第二欄に規定する政令で定める事業は、前項第一号から第三号までに掲げる事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条の二第五号に掲げる無店舗小売業（次項第一号において「無店舗小売業」という。）、同条第六号に掲げる機械等修理業（次項第二号において「機械等修理業」という。）、同条第七号に掲げる不動産賃貸業（次項第三号において「不動産賃貸業」という。）及び同条第九号に掲げる航空機整備業（次項第四号において「航空機整備業」という。）とする。

7 法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める建物は、第五項第一号から第三号までに掲げる事業の区分に応じこれらの号に定める建物及び次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。

一 四 同 上

8 法第四十五条第一項の表の第四号の第二欄に規定する政令で定める事業は、旅館業法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第三項に規定する簡易宿所営業（これらの事業のうち財務省令で定めるものを除く。以下この条において「旅館業」という。）とし、同号の第三欄に規定する政令で定める建物は、旅館業の用に供する建物（その構造設備が同法第三条第二項に規定する基準に適合するものに限る。）とする。

る場合には、当該各号に定める金額）以上のものとする。

一 資本金の額又は出資金の額（以下この条において「資本金の額等」という。）が千万円を超え五千万円以下である法人（法第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者（以下この条において「適用除外事業者」という。）に該当するものを除く。） 五百万円（当該一の生産等設備が新設又は増設による取得等（法第四十五条第二項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）に係るものである場合には、千万円）

二 資本金の額等が五千万円を超える法人又は適用除外事業者に該当する法人 二千万円

11| 法第四十五条第二項に規定する政令で定める中小規模法人は、資本金の額等が五千万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人とする。

12| 法第四十五条第二項に規定する政令で定める場合は、その法人が離島の地域内において同項に規定する旅館業（以下この条において「旅館業」という。）の用に供した設備について、沖縄振興特別措置法第四条第一項に規定する沖縄振興計画に定められた同条第二項第九号に掲げる事項その他の事項に適合するものである旨の沖縄県知事の確認がある場合とする。

13| 法第四十五条第二項に規定する政令で定める建物は、その構造設備が旅館業法第三条第二項に規定する基準に適合する建物とする。

14| 法人が、その取得等をした減価償却資産につき法第四十五条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に財務省令で定める書類を添付しなければならぬ。

15| 法第四十五条第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第一項（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令附則第三条第二項（同令附則第四条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第三項（同令附則第四条第三項の規

9| 法第四十五条第二項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等（同項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）をする場合 当該地区に係る過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第一項（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令附則第三条第二項（同令附則第四条第二項の規定によりみなして適

定によりみなして適用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により定められた同法第八条第一項に規定する市町村計画(同条第二項第三号及び第四号並びに第四項各号に掲げる事項並びに同条第二項第四号に掲げる事項に係る同条第五項の他の市町村との連携に関する事項が記載されたものに限る。以下この条において「特定過疎地域持続的発展市町村計画」という。)に記載された同法第八条第二項第三号に掲げる計画期間の初日又は当該特定過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日のいずれか遅い日から令和六年三月三十一日までの期間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には、当該いずれか遅い日から当該計画期間の末日までの期間)

二 法第四十五条第三項の表の第二号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る半島振興法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画(同法第九条の二第三項各号に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの)が記載されたものに限る。以下この条において「認定半島産業振興促進計画」という。)に記載された同法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間の初日から令和五年三月三十一日までの期間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同表の第二号の上欄に規定する半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に同法第九条の七第一項の規定により当該認定半島産業振興促進計画に係る同法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。)

三 法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間(当該期間内に同号の上欄に規定する離島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間)

四 法第四十五条第三項の表の第四号の上欄に掲げる地区において同号

用する場合を含む。)又は第三項(同令附則第四条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により定められた同法第八条第一項に規定する市町村計画(同条第二項第三号及び第四号並びに第四項各号に掲げる事項並びに同条第二項第四号に掲げる事項に係る同条第五項の他の市町村との連携に関する事項が記載されたものに限る。以下この条において「特定過疎地域持続的発展市町村計画」という。)に記載された同法第八条第二項第三号に掲げる計画期間の初日又は当該特定過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日のいずれか遅い日から令和六年三月三十一日までの期間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には、当該いずれか遅い日から当該計画期間の末日までの期間)

二 法第四十五条第二項の表の第二号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る半島振興法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画(同法第九条の二第三項各号に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの)が記載されたものに限る。以下この条において「認定半島産業振興促進計画」という。)に記載された同法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間の初日から令和五年三月三十一日までの期間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同表の第二号の上欄に規定する半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に同法第九条の七第一項の規定により当該認定半島産業振興促進計画に係る同法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。)

三 法第四十五条第二項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間(当該期間内に同号の上欄に規定する離島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間)

四 法第四十五条第二項の表の第四号の上欄に掲げる地区において同号

の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る奄美群島振興開発特別措置法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第十一条第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定奄美産業振興促進計画」という。）に記載された同法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間の初日から令和五年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第十六条第一項の規定により当該認定奄美産業振興促進計画に係る同法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

16

法第四十五条第三項に規定する政令で定める場合は、その法人が同項の表の各号の上欄に掲げる地区において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供した当該各号の下欄に掲げる設備について、当該地区に係る産業投資促進計画（次の各号に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。）に記載された振興の対象となる事業その他の事項に適合するものである旨の当該産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長の確認がある場合とする。

- 一 法第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が定める特定過疎地域持続的発展市町村計画
- 二 法第四十五条第三項の表の第二号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する認定半島産業振興促進計画
- 三 法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区 当該地区に係る同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。第二十三項及び第二十九項において同じ。）が定める基準を満たすもの
- 四 法第四十五条第三項の表の第四号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する認定奄美産業振興促進計画

の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る奄美群島振興開発特別措置法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第十一条第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定奄美産業振興促進計画」という。）に記載された同法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間の初日から令和五年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第十六条第一項の規定により当該認定奄美産業振興促進計画に係る同法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

10

法第四十五条第二項に規定する政令で定める中小規模法人は、資本金の額若しくは出資金の額（以下この条において「資本金の額等」という。）が五千万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人とする。

11

法第四十五条第二項に規定する政令で定める場合は、その法人が同項の表の各号の上欄に掲げる地区において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供した当該各号の下欄に掲げる設備について、当該地区に係る産業投資促進計画（次の各号に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。）に記載された振興の対象となる事業その他の事項に適合するものである旨の当該産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長の確認がある場合とする。

- 一 法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が定める特定過疎地域持続的発展市町村計画
- 二 法第四十五条第二項の表の第二号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する認定半島産業振興促進計画
- 三 法第四十五条第二項の表の第三号の上欄に掲げる地区 当該地区に係る同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。第十八項及び第二十四項において同じ。）が定める基準を満たすもの
- 四 法第四十五条第二項の表の第四号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する認定奄美産業振興促進計画

17) 法第四十五条第三項の表の第一号の上欄に規定する過疎地域のうち政令で定める地域は、次に掲げる区域とする。

一 法第四十五条第三項の表の第一号の上欄に規定する過疎地域のうち特定過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第四十二条の規定の適用を受ける区域のうち令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第一項の規定の適用を受けていた区域をいう。次号において同じ。）以外の区域

二 省 略

18) 法第四十五条第三項の表の第一号の上欄に規定する過疎地域に準ずる地域として政令で定める地域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第五条に規定する特定市町村（以下この項において「特定市町村」という。）の区域（同法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）とする。

19) 法第四十五条第三項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める地区は、特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内の地区とする。

20) 法第四十五条第三項の表の第一号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）
、旅館業及び情報サービス業等（情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）のうち、同表の第一号の上欄に掲げる地区に係る特定過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）以上である場合の当該一の設備
イ 資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人（適用除外

12) 法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に規定する過疎地域のうち政令で定める地域は、次に掲げる区域とする。

一 法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に規定する過疎地域のうち特定過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第四十二条の規定の適用を受ける区域のうち令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第一項の規定の適用を受けていた区域をいう。次号において同じ。）以外の区域

二 同 上

13) 法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に規定する過疎地域に準ずる地域として政令で定める地域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第五条に規定する特定市町村（以下この項において「特定市町村」という。）の区域（同法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）とする。

14) 法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める地区は、特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内の地区とする。

15) 法第四十五条第二項の表の第一号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）
、旅館業及び情報サービス業等（情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）のうち、同表の第一号の上欄に掲げる地区に係る特定過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 同 上

イ 資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人（法第四十

事業者に該当するものを除く。) 千万円

二 省 略

21| 法第四十五条第三項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める地区は、認定半島産業振興促進計画に記載された半島振興法第九条の二第二項第一号に規定する計画区域内の地区とする。

22| 法第四十五条第三項の表の第二号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業(同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。)、旅館業及び情報サービス業等のうち、同表の第二号の上欄に掲げる地区に係る認定半島産業振興促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一・二 省 略

23| 法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に規定する政令で定める地区は、同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち第十六項第三号に規定する基準を満たすものに係る地区として関係大臣が指定する地区とする。

24| 法第四十五条第三項の表の第三号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業(同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。)、旅館業及び情報サービス業等のうち、同表の第三号の上欄に掲げる地区に係る第十六項に規定する産業投資促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一・二 省 略

二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者(以下この条において「適用除外事業者」という。)に該当するものを除く。) 千万円

二 同 上

16| 法第四十五条第二項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める地区は、認定半島産業振興促進計画に記載された半島振興法第九条の二第二項第一号に規定する計画区域内の地区とする。

17| 法第四十五条第二項の表の第二号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業(同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。)、旅館業及び情報サービス業等のうち、同表の第二号の上欄に掲げる地区に係る認定半島産業振興促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一・二 同 上

18| 法第四十五条第二項の表の第三号の上欄に規定する政令で定める地区は、同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち第十一項第三号に規定する基準を満たすものに係る地区として関係大臣が指定する地区とする。

19| 法第四十五条第二項の表の第三号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業(同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。)、旅館業及び情報サービス業等のうち、同表の第三号の上欄に掲げる地区に係る第十一項に規定する産業投資促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一・二 同 上

25] 法第四十五条第三項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める地区は、認定奄美産業振興促進計画に記載された奄美群島振興開発特別措置法第十一条第二項第一号に規定する計画区域内の地区とする。

26] 法第四十五条第三項の表の第四号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）
、旅館業及び情報サービス業等のうち、同表の第四号の上欄に掲げる地区に係る認定奄美産業振興促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一・二 省略

27] 法人が、その取得等をした減価償却資産につき法第四十五条第三項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける最初の事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（次項において「確定申告書」という。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

28] 前項の法人が、その取得等をした減価償却資産に係る法第四十五条第三項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該減価償却資産につき法第六十八条の二十七第三項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に第三十九条の五十六第十三項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の事業年度の確定申告書に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

29] 関係大臣は、第十六項第三号に規定する基準を定めるとき、又は第二十三項の規定により地区を指定したときは、これを告示する。

（障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却）

第二十九条 法第四十五条の三第一項に規定する政令で定めるものは、同条第二項第一号に規定する障害者が労働に従事する事業所にあるもので

20] 法第四十五条第二項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める地区は、認定奄美産業振興促進計画に記載された奄美群島振興開発特別措置法第十一条第二項第一号に規定する計画区域内の地区とする。

21] 法第四十五条第二項の表の第四号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）
、旅館業及び情報サービス業等のうち、同表の第四号の上欄に掲げる地区に係る認定奄美産業振興促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一・二 同上

22] 法人が、その取得等をした減価償却資産につき法第四十五条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける最初の事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（次項において「確定申告書」という。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

23] 前項の法人が、その取得等をした減価償却資産に係る法第四十五条第二項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該減価償却資産につき法第六十八条の二十七第二項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に第三十九条の五十六第九項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の事業年度の確定申告書に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

24] 関係大臣は、第十一項第三号に規定する基準を定めるとき、又は第十八項の規定により地区を指定したときは、これを告示する。

（障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却）

第二十九条 法第四十六条第一項に規定する政令で定めるものは、同条第二項第一号に規定する障害者が労働に従事する事業所にあるものである

あることにつき同条第一項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた機械及び装置とする。

- 2 法第四十五条の三第二項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、当該事業年度終了の日における同条第一項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた当該法人の常時雇用する従業員の数（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第三項に規定する短時間労働者（以下この項、次項第一号及び第五項において「短時間労働者」という。）にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数に対する法第四十五条の三第二項第三号に規定する雇用障害者数の割合とする。

- 3 法第四十五条の三第二項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した数は、当該事業年度終了の日における同条第一項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた当該法人の常時雇用する次に掲げる障害者の数（第三号に掲げる障害者にあつては、当該障害者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数とする。

一 法第四十五条の三第二項第一号に規定する障害者（短時間労働者を除く。）

二 前号に掲げる障害者のうち、法第四十五条の三第二項第三号に規定する重度身体障害者及び重度知的障害者

三 法第四十五条の三第二項第三号に規定する対象障害者である短時間労働者（次号に掲げる者を除く。）

四 法第四十五条の三第二項第三号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

- 4 法第四十五条の三第二項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した数は、当該事業年度終了の日における同条第一項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた当該法人の常時雇用する前項第一号、第三号及び第四号に掲げる障害者の数（同項第三号及び第四号に掲げる障害者にあつては、当該障害者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数とする。

- 5 法第四十五条の三第二項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、同項第四号に規定する基準雇用障害者数に対する当該

ことにつき同条第一項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた機械及び装置とする。

- 2 法第四十六条第二項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、当該事業年度終了の日における同条第一項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた当該法人の常時雇用する従業員の数（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第三項に規定する短時間労働者（以下この項、次項第一号及び第五項において「短時間労働者」という。）にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数に対する法第四十六条第二項第三号に規定する雇用障害者数の割合とする。

- 3 法第四十六条第二項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した数は、当該事業年度終了の日における同条第一項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた当該法人の常時雇用する次に掲げる障害者の数（第三号に掲げる障害者にあつては、当該障害者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数とする。

一 法第四十六条第二項第一号に規定する障害者（短時間労働者を除く。）

二 前号に掲げる障害者のうち、法第四十六条第二項第三号に規定する重度身体障害者及び重度知的障害者

三 法第四十六条第二項第三号に規定する対象障害者である短時間労働者（次号に掲げる者を除く。）

四 法第四十六条第二項第三号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

- 4 法第四十六条第二項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した数は、当該事業年度終了の日における同条第一項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた当該法人の常時雇用する前項第一号、第三号及び第四号に掲げる障害者の数（同項第三号及び第四号に掲げる障害者にあつては、当該障害者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数とする。

- 5 法第四十六条第二項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、同項第四号に規定する基準雇用障害者数に対する当該事業

事業年度終了の日における同条第一項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた当該法人の常時雇用する同条第二項第三号に規定する重度身体障害者及び重度知的障害者並びに同項第五号に規定する精神障害者の数（短時間労働者にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数の割合とする。

（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）

第二十九条の三 法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「機械等」という。）につき法第四十六条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該機械等につき同項の規定の適用を受ける最初の事業年度の確定申告書等に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械等に係る法第四十六条第一項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該機械等につき法第六十八条の三十三第一項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の連結事業年度の連結確定申告書等に第三十九条の六十二第一項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の事業年度の確定申告書等に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

（輸出事業用資産の割増償却）

第二十九条の四 法第四十六条の二第一項に規定する政令で定めるものは、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同項に規定する農林水産物又は同項に規定する食品の生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定により要件を定めたときは、これを告示する。

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

年度終了の日における同条第一項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた当該法人の常時雇用する同条第二項第三号に規定する重度身体障害者及び重度知的障害者並びに同項第五号に規定する精神障害者の数（短時間労働者にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数の割合とする。

（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）

第二十九条の三 法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「機械等」という。）につき法第四十六条の二第一項の規定の適用を受ける場合には、当該機械等につき同項の規定の適用を受ける最初の事業年度の確定申告書等に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械等に係る法第四十六条の二第一項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該機械等につき法第六十八条の三十三第一項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の連結事業年度の連結確定申告書等に第三十九条の六十二第一項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の事業年度の確定申告書等に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

第二十九条の四 削除

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第三十条 法第五十二条の二第一項に規定する減価償却資産に関する特例

を定めている規定として政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十九条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

二・三 省略

四 省略

五 省略

六 省略

2 法第五十二条の二第一項及び第四項に規定する普通償却限度額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 そのよるべき償却の方法として旧定率法（法人税法施行令第四十八条第一項第一号イ(2)に掲げる旧定率法をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は定率法（同令第四十八条の二第一項第一号イ(2)に掲げる定率法をいう。以下この号及び次号において同じ。）を採用している減価償却資産 当該資産に係る法第五十二条の二第一項に規定する特別償却不足額（次号及び第五項において「特別償却不足額」という。）又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額（次号及び第五項において「合併等特別償却不足額」という。）が既に償却されたものとみなして当該資産につき旧定率法又は定率法により計算した場合の当該事業年度の普通償却限度額（法人税法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。次号及び第三号において同じ。）に相当する金額

二・四 省略

3 法第五十二条の二第二項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、第一号から第七号までに掲げる規定（当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第八号から第十四号までに掲げる規定）とする。

第三十条 同上

- 一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十九条第八項、第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項又は第四十七条の二の規定

二・三 同上

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第九十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二の規定

五 同上

六 同上

七 同上

2 同上

- 一 そのよるべき償却の方法として旧定率法（法人税法施行令第四十八条第一項第一号イ(2)に掲げる旧定率法をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は定率法（同令第四十八条の二第一項第一号イ(2)に掲げる定率法をいう。以下この号及び次号において同じ。）を採用している減価償却資産 当該資産に係る法第五十二条の二第一項に規定する特別償却不足額（次号において「特別償却不足額」という。）又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額（次号において「合併等特別償却不足額」という。）が既に償却されたものとみなして当該資産につき旧定率法又は定率法により計算した場合の当該事業年度の普通償却限度額（法人税法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。次号及び第三号において同じ。）に相当する金額

二・四 同上

3 法第五十二条の二第二項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、第一号から第八号までに掲げる規定（当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第九号から第十六号までに掲げる規定）とする。

一 法第四十五条第三項又は第四十五条の三から第四十八条までの規定
二 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この号及び第九号において「平成二十七年改正法」という。）附則第七十九条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

三 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この号及び第十号において「平成二十八年改正法」という。）附則第九十二条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十八条の規定

四 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この号及び第十一号において「平成二十九年改正法」という。）附則第六十七条第七項又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十七条の二の規定

五 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この号及び第十二号において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

六 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号及び第十三号において「令和二年改正法」という。）附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の規定

七 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この号及び第十四号において「令和三年改正法」という。）附則第五十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年改

一 法第四十五条第二項又は第四十六条から第四十八条までの規定
二 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この号及び第十号において「平成二十七年改正法」という。）附則第七十九条第八項、第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項又は第四十七条の二の規定

三 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この号及び第十一号において「平成二十八年改正法」という。）附則第九十二条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十八条の規定

四 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この号及び第十二号において「平成二十九年改正法」という。）附則第六十七条第七項又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十七条の二の規定

五 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この号及び第十三号において「平成三十年改正法」という。）附則第九十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二の規定

六 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この号及び第十四号において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

七 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号及び第十五号において「令和二年改正法」という。）附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の規定

八 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この号及び第十六号において「令和三年改正法」という。）附則第五十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年改

正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定

八 法第六十八条の二十七第三項、第六十八条の三十一又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六までの規定

九 平成二十七年改正法附則第九十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規定

十 省略

十一 省略

十二 省略

十三 省略

十四 省略

4 法第五十二条の二第五項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、前項第一号から第七号までに掲げる規定（同条第五項の被合併法人等の同項に規定する適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、前項第八号から第十四号までに掲げる規定）とする。

5 法第五十二条の二第一項又は第四項の場合において、同条第二項に規定する特別償却対象資産につき当該事業年度以前の各事業年度において圧縮記帳規定（法人税法第四十二条第一項若しくは第五項、第四十四条第一項若しくは第四項、第四十五条第一項若しくは第五項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項若しくは第五項の規定をいう。以下この項及び次条において同じ。）の適用を受けたとき（当該事業年度前の各連結事業年度において連結圧縮記帳規定（第三十九条の六十九第五項に規定する圧縮記帳規定をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）の適用を受けたときを含む。）は、当該事業年度の当該特別償却対象資産に係る特別償却不足額（当該特別償却不足額の基因となる法第五十二条の二第二項に規定する特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該特別償却限度額に係る不足額が生じた連結事業年度）が当該圧縮記帳規定の適用を

正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定

九 法第六十八条の二十七第二項、第六十八条の三十一、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六の規定

十 平成二十七年改正法附則第九十条第八項、第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七第二項又は第六十八条の三十五の規定

十一 同上

十二 同上

十三 平成三十年改正法附則第一百条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十三の規定

十四 同上

十五 同上

十六 同上

4 法第五十二条の二第五項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、前項第一号から第八号までに掲げる規定（同条第五項の被合併法人等の同項に規定する適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、前項第九号から第十六号までに掲げる規定）とする。

受けた事業年度（当該連結圧縮記帳規定の適用を受けた連結事業年度を含む。以下この項において「圧縮適用事業年度等」という。）前の事業年度（圧縮適用事業年度等前の連結事業年度を含む。）である場合における当該特別償却不足額に限る。）又は合併等特別償却不足額は、当該特別償却不足額又は合併等特別償却不足額から、当該特別償却不足額又は合併等特別償却不足額に係る同条第二項又は第五項の特別償却限度額に第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 当該特別償却対象資産に係る法人税法施行令第七十九条の二第一号、第八十二条第一号、第八十二条の三第一号、第八十三条の四第一号又は第八十五条第一項第三号に掲げる金額

二 当該特別償却対象資産につき法人税法施行令第五十四条第三項の規定により同条第一項各号に定める金額から控除した金額

（準備金方式による特別償却）

第三十一条 法第五十二条の三第四項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、前条第三項第一号から第七号までに掲げる規定（法第六十八条の四十一第一項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後一年以内に終了する事業年度である場合又は法第五十二条の三第三項に規定する被合併法人等の同項の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、前条第三項第八号から第十四号までに掲げる規定を含む。）とする。

2 法第五十二条の三第十三項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、前条第三項第一号から第七号までに掲げる規定（法第六十八条の四十一第一項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後一年以内に終了する事業年度である場合には、前条第三項第八号から第十四号までに掲げる規定を含む。）とする。

3 法第五十二条の三第二項、第三項又は第十二項の場合において、特別償却対象資産（法第五十二条の二第二項に規定する特別償却対象資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）につき当該事業年度以前の各事業年度において圧縮記帳規定の適用を受けたとき（当該事業年度前の各連結事業年度において連結圧縮記帳規定の適用を受けたときを含む。）は、当該事業年度の当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金積

（準備金方式による特別償却）

第三十一条 法第五十二条の三第四項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、前条第三項第一号から第八号までに掲げる規定（法第六十八条の四十一第一項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後一年以内に終了する事業年度である場合又は法第五十二条の三第三項に規定する被合併法人等の同項の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、前条第三項第九号から第十六号までに掲げる規定を含む。）とする。

2 法第五十二条の三第十三項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、前条第三項第一号から第八号までに掲げる規定（法第六十八条の四十一第一項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後一年以内に終了する事業年度である場合には、前条第三項第九号から第十六号までに掲げる規定を含む。）とする。

立不足額（法第五十二条の三第二項又は第十二項に規定する満たない金額が生じた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該満たない金額が生じた連結事業年度）が当該圧縮記帳規定の適用を受けた事業年度（当該連結圧縮記帳規定の適用を受けた連結事業年度を含む。以下この項において「圧縮適用事業年度等」という。）前の事業年度（圧縮適用事業年度等前の連結事業年度を含む。）である場合における当該満たない金額をいう。）又は合併等特別償却準備金積立不足額（同条第三項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額をいう。）は、当該特別償却準備金積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額から、当該特別償却準備金積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額に係る同条第二項、第三項又は第十二項の特別償却限度額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 当該特別償却対象資産に係る法人税法施行令第七十九条の二第一号、第八十二条第一号、第八十二条の三第一号、第八十三条の四第一号又は第八十五条第一項第三号に掲げる金額

二 当該特別償却対象資産につき法人税法施行令第五十四条第三項の規定により同条第一項各号に定める金額から控除した金額

4 | 法第五十二条の三第一項から第三項までの特別償却準備金（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている法人が当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産について当該事業年度において圧縮記帳規定の適用を受ける場合における当該特別償却対象資産に係る圧縮記帳規定に規定する圧縮限度額の計算については、法人税法施行令第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の三、第八十三条の四又は第八十五条第一項第四号に規定する帳簿価額には、これらの規定に規定する日における当該特別償却対象資産に係る法第五十二条の三第五項に規定する特別償却準備金の金額に相当する金額を含まないものとする。

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第三十二条 法第五十三条第一項第四号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第三十二条 同上

- 一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則

第七十九条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

二・三 省略

四 省略
五 省略
六 省略
七 省略

2 法人の有する減価償却資産が当該事業年度において法第五十三条第一項第二号に掲げる規定（前項第一号から第六号までに掲げる規定を含む。）のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該二以上の規定のうちいずれか一の規定に係る法第五十二条の三の規定と当該いずれか一の規定以外の規定に係る同条の規定とは、それぞれ一の規定として法第五十三条第一項の規定を適用する。

（海外投資等損失準備金）

第三十二条の二 省略

2 法第五十五条第二項第二号に規定する政令で定める法人は、現に行っている事業が次に掲げる事業のいずれかに限られていることにつき財務省令で定めるところにより認定を受けた法人とする。

一 法第五十五条第二項第一号の資源開発事業法人（同項第二号に規定する他の法人及び外国政府を含む。次号において「資源開発事業法人」という。）に対する投融資等（同項第二号に規定する投融資等を含む。以下この号及び第五項において同じ。）又は当該投融資等及び付随事業法人に対する出資等（同条第二項第二号に規定する付随事業法人に対する出資等をいう。）

二・四 省略

3 8 省略

9 法第五十五条第四項第五号に規定する政令で定める金額は、同号に規

第七十九条第八項、第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条（第二項に係る部分に限る。）又は第四十七条の二の規定

二・三 同上

四 同上
五 同上
六 同上
七 同上
八 同上

2 法人の有する減価償却資産が当該事業年度において法第五十三条第一項第二号に掲げる規定（前項第一号から第七号までに掲げる規定を含む。）のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該二以上の規定のうちいずれか一の規定に係る法第五十二条の三の規定と当該いずれか一の規定以外の規定に係る同条の規定とは、それぞれ一の規定として法第五十三条第一項の規定を適用する。

（海外投資等損失準備金）

第三十二条の二 同上

2 同上

一 法第五十五条第二項第一号の資源開発事業法人（同項第二号に規定する他の法人及び外国政府を含む。次号において同じ。）に対する投融資等（同項第二号に規定する投融資等を含む。以下この号及び第五項において同じ。）又は当該投融資等及び付随事業法人に対する出資等（同条第二項第二号に規定する付随事業法人に対する出資等をいう。）

二・四 同上

3 8 同上

9 法第五十五条第四項第五号に規定する政令で定める金額は、同号に規

定する海外投資等損失準備金の金額に同号の資本の払戻しに係る法人税法施行令百十九条の九第一項に規定する払戻等割合を乗じて計算した金額とする。

10 5 17 省 略

18 法第五十五条第一項に規定する内国法人が同項に規定する特殊投資法人（以下この項及び次項において「特殊投資法人」という。）である場合における同条第一項又は第九項の規定の適用については、これらの規定に規定する特定株式等の取得価額は、同条第二項第一号の資源開発事業法人（同項第二号に規定する他の法人を含む。以下この項において「資源開発事業法人」という。）の同条第二項第六号に規定する株式等の取得価額に、当該取得の日を含む事業年度終了の日における各資源開発事業法人の株式等の帳簿価額の合計額のうち当該合計額から当該特殊投資法人の同日における資本金の額又は出資金の額に相当する金額を控除した残額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

19 省 略

（中小企業事業再編投資損失準備金）

第三十二条の三 省 略

2 法第五十五条の二第三項第五号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する中小企業事業再編投資損失準備金の金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 省 略

三 法人税法第六十一条の二第十八項に規定する資本の払戻し（以下この号において「資本の払戻し」という。）により特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合 当該資本の払戻しに係る法人税法施行令第百十九条の九第一項に規定する払戻等割合

3 省 略

（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）

第三十四条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める鉱物は、鉱業法

第三条第一項に規定する鉱物（国外にある石炭、亜炭及びアスファルトを除く。）及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第五項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給を確保することが特に

定する海外投資等損失準備金の金額に同号の資本の払戻しに係る法人税法施行令百十九条の九第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

10 5 17 同 上

18 法第五十五条第一項に規定する内国法人が同項に規定する特殊投資法人（以下この項及び次項において「特殊投資法人」という。）である場合における同条第一項又は第九項の規定の適用については、これらの規定に規定する特定株式等の取得価額は、同条第二項第一号の資源開発事業法人（同項第二号に規定する他の法人を含む。以下この項において「資源開発事業法人」という。）の同条第二項第六号に規定する株式等の取得日を含む事業年度終了の日における各資源開発事業法人の株式等の帳簿価額の合計額のうち当該合計額から当該特殊投資法人の同日における資本金の額又は出資金の額に相当する金額を控除した残額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

19 同 上

（中小企業事業再編投資損失準備金）

第三十二条の三 同 上

2 同 上

一・二 同 上

三 法人税法第六十一条の二第十八項に規定する資本の払戻し（以下この号において「資本の払戻し」という。）により特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合 当該資本の払戻しに係る法人税法施行令第百十九条の九第一項に規定する割合

3 同 上

（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）

第三十四条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める鉱物は、鉱業法

第三条第一項に規定する鉱物及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第五項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給を確保することが特に必要なものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して

必要なものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2518 省略

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例

第三十六条 法第六十条第一項に規定する政令で定める場合は、同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項の表の各号の中欄に掲げる区域内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該内国法人の設立の日から適用月数（百二十月から当該被合併法人が当該区域内において当該事業を行っていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。）を経過する日までの期間とする。

2 法第六十条第一項に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める事業とする。

一 法第六十条第一項の表の第一号の中欄に掲げる区域内において行われる同号の下欄に掲げる事業 当該区域以外の地域において行われる沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第四号イからトまでに掲げる業務に係る事業

二 法第六十条第一項の表の第二号の中欄に掲げる区域内において行われる同号の下欄に掲げる事業 当該事業が沖縄振興特別措置法施行令第二十一条第二項第六号イからハまでに掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ当該区域以外の地域において行われる同号イからハまでに定める業務に係る事業

3 法第六十条第一項に規定する政令で定める金額は、同項の表の各号の中欄に掲げる区域内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業（前項各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める事業を含む。次項において「特定事業等」という。）により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額（第七項において「軽減対象所得金額」という。）に相当する金額とする。ただし、当該金額が当該事業年度の所得の金額（以下この項及び

指定するものとする。

2518 同上

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例

第三十六条 法第六十条第一項に規定する政令で定める場合は、同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項の表の各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該内国法人の設立の日から適用月数（百二十月から当該被合併法人が当該地区内において当該事業を行っていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。）を経過する日までの期間とする。

2 法第六十条第一項に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に規定する地区以外の地域において行われる当該各号に定める事業とする。

一 法第六十条第一項の表の第一号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合 沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第三号イからトまでに掲げる業務に係る事業

二 法第六十条第一項の表の第二号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合 当該地区内において行われる事業が沖縄振興特別措置法施行令第二十一条第二項第五号イからハまでに掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イからハまでに定める業務に係る事業

3 法第六十条第一項に規定する政令で定める金額は、同項の表の各号の中欄に掲げる地区内で行う当該各号の下欄に掲げる事業（次項において「特定事業」という。）により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額（第七項において「軽減対象所得金額」という。）に相当する金額とする。ただし、当該金額が当該事業年度の所得の金額（以下この項及び第七項において「全所得金額」という。）を超える場合には、当該全所得金額に

第七項において「全所得金額」という。）を超える場合には、当該全所得金額に相当する金額を限度とする。

4 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうち法人税法第二十二条第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用で特定事業に係る所得を生ずべき業務と当該特定事業に係る所得以外の所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額（以下この項において「共通費用の額」という。）があるときは、当該共通費用の額は、収入金額、資産の価額その他の基準のうち当該法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により特定事業に係る所得及び当該特定事業等に係る所得以外の所得の金額の計算上の損金の額として配分するものとする。

5 法第六十条第二項に規定する政令で定める場合は、同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この条において「経済金融活性化特別地区」という。）の区域内において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項に規定する特定経済金融活性化事業を行っていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、法第六十条第二項に規定する政令で定める期間は、当該内国法人の設立の日から適用月数（百二十月から当該被合併法人が経済金融活性化特別地区の区域内において当該特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。）を経過する日までの期間とする。

6・7 省 略

8 法第六十条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、同項の内国法人の当該事業年度終了の日における経済金融活性化特別地区の区域内において常時使用する従業員（当該内国法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）と財務省令で定める特殊の関係のある者及び当該内国法人の使用人としての職務を有する役員を除く。以下この項において同じ。）の数の当該内国法人の同日における常時使用する従業員の総数に対する割合とする。

9 法第六十条第一項の表の各号の中欄に掲げる区域又は経済金融活性化

相当する金額を限度とする。

4 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうち法人税法第二十二条第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用で特定事業に係る所得を生ずべき業務と当該特定事業に係る所得以外の所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額（以下この項において「共通費用の額」という。）があるときは、当該共通費用の額は、収入金額、資産の価額その他の基準のうち当該法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により特定事業に係る所得及び当該特定事業に係る所得以外の所得の金額の計算上の損金の額として配分するものとする。

5 法第六十条第二項に規定する政令で定める場合は、同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項及び第八項において「経済金融活性化特別地区」という。）内において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業を行っていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、法第六十条第二項に規定する政令で定める期間は、当該内国法人の設立の日から適用月数（百二十月から当該被合併法人が経済金融活性化特別地区内において当該事業を行っていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。）を経過する日までの期間とする。

6・7 同 上

8 法第六十条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、同項の内国法人の当該事業年度終了の日における経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員（当該内国法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）と財務省令で定める特殊の関係のある者及び当該内国法人の使用人としての職務を有する役員を除く。以下この項において同じ。）の数の当該内国法人の同日における常時使用する従業員の総数に対する割合とする。

9 法第六十条第一項の表の各号の中欄に規定する地区若しくは地域又は

特別地区の区域に変更があつた場合における当該変更により新たにこれらの区域に該当することとなつた区域に係る同項又は同条第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項に規定する指定の日は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 沖繩振興特別措置法第二十八条第七項の変更により新たに法第六十条第一項の表の第一号の中欄に掲げる区域に該当することとなつた区域 当該変更に係る沖繩振興特別措置法第二十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出の日

二 沖繩振興特別措置法第四十一条第七項の変更により新たに法第六十条第一項の表の第二号の中欄に掲げる区域に該当することとなつた区域 当該変更に係る沖繩振興特別措置法第四十一条第七項において準用する同条第四項の規定による提出の日

三 沖繩振興特別措置法第五十五条第四項の変更により新たに経済金融活性化特別地区の区域に該当することとなつた区域 その新たに該当することとなつた日

10・11 省略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 省略

2538 省略

39 次の各号に掲げる土地等は、当該法人により当該各号に定める日において取得をされたものとみなして、第六項から第八項までの規定を適用する。

一・二 省略

三 法第六十四条第一項（法第六十四条の二第七項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十四条第九項（法第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産に含まれている土地等（これらの規定の適用を受けた部分に限る。） 当該土地等が含まれている当該代替資産に係る法第六十四条第一項各号に規定する資産（同条第二項第一号に規定する土地等を含む。）の取得の日

同条第二項に規定する地区に変更があつた場合には、当該変更により新たにこれらの地区又は地域に該当することとなつた地区に係るこれらの規定の適用については、同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項に規定する指定の日は、その新たに該当することとなつた日とする。

10・11 同上

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 同上

2538 同上

39 同上

一・二 同上

三 法第六十四条第一項（法第六十四条の二第七項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十四条第八項（法第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産に含まれている土地等（これらの規定の適用を受けた部分に限る。） 当該土地等が含まれている当該代替資産に係る法第六十四条第一項各号に規定する資産（同条第二項第一号に規定する土地等を含む。）の取得の日

四〇 四〇六 省 略

第三十九条 省 略

2 法第六十四条第一項に規定する代替資産（以下この条及び次条第九項において「代替資産」という。）は、法第六十四条第一項各号の場合の区分に応じ次に掲げる資産とする。

一 四 省 略

3・4 省 略

5 法第六十四条第一項に規定する取得に係る部分の金額として政令で定める金額は、同項に規定する補償金、対価又は清算金の額のうち次に掲げる金額の合計額とする。

一 既に代替資産の取得に充てられた額

二 法第六十四条第一項の既に取得をした代替資産が同条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産につき同条第一項又は第九項の規定の適用を受ける場合における当該代替資産の取得価額のうちその適用に係る部分の金額

6 省 略

7 法第六十四条第一項第三号に規定する政令で定める場合は、土地区画整理法による土地区画整理事業（その施行者が同法第五十一条の九第五項に規定する区画整理会社（以下この項及び第十九項第二号において「区画整理会社」という。）であるものに限る。）の施行に伴い、当該区画整理会社の株主又は社員である者が、その有する土地等（法第六十四条第一項第三号に規定する土地等をいう。以下この項、第十七項及び第十九項において同じ。）につき当該土地等に係る換地処分により土地区画整理法第九十四条の規定による清算金（同法第九十五条第六項の規定により換地を定められなかったことにより取得するものに限る。）を取得する場合とする。

8 省 略

9 省 略

10 省 略

四〇 四〇六 同 上

第三十九条 同 上

2 法第六十四条第一項に規定する代替資産（以下この条において「代替資産」という。）は、同項各号の場合の区分に応じ次に掲げる資産とする。

一 四 同 上

3・4 同 上

5 法第六十四条第一項第三号に規定する政令で定める場合は、土地区画整理法による土地区画整理事業（その施行者が同法第五十一条の九第五項に規定する区画整理会社（以下この項及び第十八項第二号において「区画整理会社」という。）であるものに限る。）の施行に伴い、当該区画整理会社の株主又は社員である者が、その有する土地等（法第六十四条第一項第三号に規定する土地等をいう。以下この項、第十六項及び第十八項において同じ。）につき当該土地等に係る換地処分により土地区画整理法第九十四条の規定による清算金（同法第九十五条第六項の規定により換地を定められなかったことにより取得するものに限る。）を取得する場合とする。

6 同 上

7 同 上

8 同 上

9 同 上

10 同 上

19| 18| 17| 16| 15| 14| 13| 12| 11|
省 省 省 省 省 省 省 省
略 略 略 略 略 略 略 略

20| 法第六十四条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置（以下この項及び第二十三項第三号において「工場等」という。）の敷地の用に供するため
の宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常一年
を超えること認められる事情その他これに準ずる事情とし、同条第三項に
規定する政令で定める期間は、三年とする。

21| 法第六十四条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の代替資産となるべき資産に係る同項に規定する乗じて計算した金額に、第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

一 当該資産の当該事業年度開始の日の前日における取得価額

二 当該資産の前号に規定する開始の日の前日における帳簿価額

22| 代替資産が法第六十四条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産が減価償却資産である場合における同条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）に規定する当該代替資産の取得価額に算入されない金額は、同条第一項又は第九項の規定により損金の額に算入された金額に、前項第二号に掲げる金額に対する同項第一号に掲げる金額の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

23| 法第六十四条の二第二項に規定する政令で定める場合及び同条第二項に規定する政令で定めるときは、次の各号に掲げる場合とし、同条第一項に規定する政令で定める日及び同条第二項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一・二 省 略

18| 17| 16| 15| 14| 13| 12| 11| 10|
同 同 同 同 同 同 同 同
上 上 上 上 上 上 上 上

19| 同 上

一・二 同 上

三 収用等のあつたことに伴い、工場等の建設又は移転を要することとなつた場合において、当該工場等の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常二年を超えるため、当該収用等のあつた日以後二年を経過する日までに当該工場等又は当該工場等の敷地の用に供する土地その他の当該工場等に係る資産を代替資産として取得をすることが困難であり、かつ、当該収用等のあつた日から三年を経過する日までに当該資産の取得をすることが確実であると認められるとき 当該資産の取得をすることができる日

24| 前項第二号に掲げる場合（第三十九条の九十九第九項第二号に掲げる場合を含む。）において、前項第二号に規定する税務署長が認定した日（同条第九項第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する税務署長が認定した日）が当該収用等があつた日から八年を経過する日を含む事業年度（当該経過する日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）終了の日後であり、かつ、同日までにこれらの認定に係る増殖施設の取得をしていないときは、これらの認定を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、同日を含む事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に当該収用等に係る事業の施行の状況、当該生態影響調査の実施の状況、当該増殖施設の取得をすることができると見込まれる日その他参考となるべき事項を記載した書面を添付しなければならない。

25| 省 略
26| 省 略
27| 省 略
28| 法人が法第六十四条の二第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた法第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）を設けている場合において、第二十三項各号に掲げる場合該当するときは、当該法人については、法第六十四条の二第七項又は第八項に規定する代替資産は、当該各号に規定する代替資産に該当する資産とする。

29| 省 略
30| 省 略
31| 省 略

三 収用等のあつたことに伴い、工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置（以下この号において「工場等」という。）の建設又は移転を要することとなつた場合において、当該工場等の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常二年を超えるため、当該収用等のあつた日以後二年を経過する日までに当該工場等又は当該工場等の敷地の用に供する土地その他の当該工場等に係る資産を代替資産として取得をすることが困難であり、かつ、当該収用等のあつた日から三年を経過する日までに当該資産の取得をすることが確実であると認められるとき 当該資産の取得をすることができる日

20| 前項第二号に掲げる場合（第三十九条の九十九第五項第二号に掲げる場合を含む。）において、前項第二号に規定する税務署長が認定した日（同条第五項第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する税務署長が認定した日）が当該収用等があつた日から八年を経過する日を含む事業年度（当該経過する日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）終了の日後であり、かつ、同日までにこれらの認定に係る増殖施設の取得をしていないときは、これらの認定を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、同日を含む事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に当該収用等に係る事業の施行の状況、当該生態影響調査の実施の状況、当該増殖施設の取得をすることができると見込まれる日その他参考となるべき事項を記載した書面を添付しなければならない。

21| 同 上
22| 同 上
23| 同 上
24| 法人が法第六十四条の二第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた法第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）を設けている場合において、第十九項各号に掲げる場合該当するときは、当該法人については、法第六十四条の二第七項又は第八項に規定する代替資産は、当該各号に規定する代替資産に該当する資産とする。

25| 同 上
26| 同 上
27| 同 上

32| 省 略

33| 法第六十四条第一項若しくは第九項又は第六十四条の二第一項若しくは第二項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する補償金、対価又は清算金の額のうち既に同条第一項の特別勘定の金額及び同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の基礎とした同条第一項及び第二項に規定する取得に充てようとするものの額があるときは、法第六十四条第一項に規定する代替資産の取得価額又は法第六十四条の二第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二項に規定する期中特別勘定の金額を計算する場合におけるこれらの規定に規定する補償金、対価又は清算金の額は、当該補償金、対価又は清算金の額から当該取得に充てようとするものの額に相当する金額を控除した金額とする。

34| 省 略

36| 法人が、法第六十四条第九項（法第六十四条の二第八項において準用する場合を含む。）又は法第六十四条の二第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用に係る資産が法第六十四条第一項各号又は第二項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として財務省令で定める書類を保存しなければならない。

（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）

第三十九条の二 省 略

258 省 略

9| 前条第二十二項の規定は、代替資産が法第六十五条第三項において準用する法第六十四条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産が減価償却資産である場合における法第六十五条第十二項において準用する法第六十四条第八項に規定する当該代替資産の取得価額に算入しない金額について準用する。

10| 法人が、法第六十五条第三項において準用する法第六十四条第九項（法第六十四条の二第八項において準用する場合を含む。）若しくは第六十四条の二第二項の規定又は法第六十五条第五項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用に係る資産が同条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として財務省令で定める書

28| 同 上

29| 法第六十四条第一項若しくは第八項又は第六十四条の二第一項若しくは第二項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する補償金、対価又は清算金の額のうち既に同条第一項の特別勘定の金額及び同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の基礎とした同条第一項及び第二項に規定する取得に充てようとするものの額があるときは、法第六十四条第一項に規定する代替資産の取得価額又は法第六十四条の二第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二項に規定する期中特別勘定の金額を計算する場合におけるこれらの規定に規定する補償金、対価又は清算金の額は、当該補償金、対価又は清算金の額から当該取得に充てようとするものの額に相当する金額を控除した金額とする。

30| 同 上

32| 法人が、法第六十四条第八項（法第六十四条の二第八項において準用する場合を含む。）又は法第六十四条の二第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用に係る資産が法第六十四条第一項各号又は第二項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として財務省令で定める書類を保存していなければならない。

（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）

第三十九条の二 同 上

258 同 上

9| 法人が、法第六十五条第三項において準用する法第六十四条第八項（法第六十四条の二第八項において準用する場合を含む。）若しくは第六十四条の二第二項の規定又は法第六十五条第五項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用に係る資産が同条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として財務省令で定める書

類を保存しなければならない。

11| 省 略

12| 省 略

13| 省 略

14| 省 略

15| 法第六十五条第十項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する譲渡利益額（当該譲渡利益額に係る法人税法施行令第二百二十二条の十四第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額）に第三項（第五項第一号の規定により準じて計算する場合を含む。）第十一項第一号又は第十三項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

16| 省 略

17| 法第六十五条第十項に規定する譲受法人の有する適用譲渡損益調整資産の譲渡により内国法人に同項の規定の適用があるときは、当該譲受法人が当該譲渡につき法人税法施行令第二百二十二条の十四第十七項の規定により通知しなければならない事項は、同項に定めるもののほか、当該譲渡につき法第六十五条第十項の規定の適用がある旨及び当該譲渡に係る同条第十一項に規定する換地处分等により取得した資産の種類（同条第十項第一号に掲げる場合には、第十五項に規定する割合を含む。）とする。

（収用換地等の場合の所得の特別控除）

第三十九条の三 省 略

25 省 略

6 法第六十四条の二第六項又は第六十八条の七十一第七項の規定により当該法人の特別勘定の金額とみなされた法第六十四条の二第一項の特別勘定の金額を有する同条第四項又は法第六十八条の七十一第五項に規定する適格合併等に係る合併法人等が、法第六十四条の二第十項から第十二項まで（これらの規定を法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することとなつた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から引き継がれた当該特別勘定の金額（当該適格合併等の日以後益金の額に算入された、又は益金の額に算入される

類を保存していなければならない。

10| 同 上

11| 同 上

12| 同 上

13| 同 上

14| 法第六十五条第十項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する譲渡利益額（当該譲渡利益額に係る法人税法施行令第二百二十二条の十四第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額）に第三項（第五項第一号の規定により準じて計算する場合を含む。）第十項第一号又は第十二項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

15| 同 上

16| 法第六十五条第十項に規定する譲受法人の有する適用譲渡損益調整資産の譲渡により内国法人に同項の規定の適用があるときは、当該譲受法人が当該譲渡につき法人税法施行令第二百二十二条の十四第十七項の規定により通知しなければならない事項は、同項に定めるもののほか、当該譲渡につき法第六十五条第十項の規定の適用がある旨及び当該譲渡に係る同条第十一項に規定する換地处分等により取得した資産の種類（同条第十項第一号に掲げる場合には、第十四項に規定する割合を含む。）とする。

（収用換地等の場合の所得の特別控除）

第三十九条の三 同 上

25 同 上

6 法第六十四条の二第六項又は第六十八条の七十一第七項の規定により当該法人の特別勘定の金額とみなされた法第六十四条の二第一項の特別勘定の金額を有する同条第四項又は法第六十八条の七十一第五項に規定する適格合併等に係る合併法人等が、法第六十四条の二第十項から第十二項まで（これらの規定を法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することとなつた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から引き継がれた当該特別勘定の金額（当該適格合併等の日以後益金の額に算入された、又は益金の額に算入される

べき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この項において「引継残額」という。）に係る収用換地等のあつた日を含む被合併法人等の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）のうち同一の年に属する期間中に当該被合併法人等の収用換地等により譲渡した資産の全部に係る引継残額がないこととなり、かつ、当該資産（換地処分等により譲渡した資産のうち第二項の規定に基づき当該換地処分等により取得した資産の価額に対応する部分とされる部分及び法第六十五条第七項から第九項までの規定により換地処分等による譲渡があつたものとみなされる資産を除く。）のいずれについても当該被合併法人等及び当該合併法人等が法第六十四条第一項（法第六十四条の二第七項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、法第六十四条第九項（法第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十五条第一項若しくは第五項の規定（法第六十八条の七十一項（法第六十八条の七十一項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定を含む。）の適用を受けていないときは、法第六十四条の二十項から第十二項までの規定に該当することとなつた当該引継残額と五千万円（当該収用換地等のあつた日の属する年において当該被合併法人等の他の資産の収用換地等により取得した法第六十五条の二第一項に規定する補償金等（法第六十五条第七項に規定する交換清算金及び同条第八項に規定する防災変換清算金を含む。）の額又は交換取得資産の価額につき、法第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（法第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのうちいずれか低い金額を、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7 省略

（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第三十九条の六 省略

べき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この項において「引継残額」という。）に係る収用換地等のあつた日を含む被合併法人等の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）のうち同一の年に属する期間中に当該被合併法人等の収用換地等により譲渡した資産の全部に係る引継残額がないこととなり、かつ、当該資産（換地処分等により譲渡した資産のうち第二項の規定に基づき当該換地処分等により取得した資産の価額に対応する部分とされる部分及び法第六十五条第七項から第九項までの規定により換地処分等による譲渡があつたものとみなされる資産を除く。）のいずれについても当該被合併法人等及び当該合併法人等が法第六十四条第一項（法第六十四条の二第七項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、法第六十四条第八項（法第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十五条第一項若しくは第五項の規定（法第六十八条の七十一項（法第六十八条の七十一項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定を含む。）の適用を受けていないときは、法第六十四条の二十項から第十二項までの規定に該当することとなつた当該引継残額と五千万円（当該収用換地等のあつた日の属する年において当該被合併法人等の他の資産の収用換地等により取得した法第六十五条の二第一項に規定する補償金等（法第六十五条第七項に規定する交換清算金及び同条第八項に規定する防災変換清算金を含む。）の額又は交換取得資産の価額につき、法第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（法第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのうちいずれか低い金額を、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7 同上

（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第三十九条の六 同上

2 省略

3| 省略

第三十九条の七 省略
(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

25 25 24 省略

法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に規定する建物若しくは土地等又は同表の第四号の上欄に規定する土地等、建物若しくは構築物が次の各号に掲げる資産である場合には、当該資産は、当該法人により当該各号に定める日において取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をされたものとみなして、同表の第一号の上欄及び同表の第四号の上欄の規定を適用する。

一 三 省略

法第六十四条第一項（法第六十四条の二第七項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十四条第九項（法第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む

2 同上

3| 2 同上

法第六十五条の五第一項第四号に規定する政令で定める譲渡は、同号のあつせんに係る山林（当該山林に係る土地を含む。以下この項において同じ。）が、森林法第十条の五第一項に規定する市町村森林整備計画において定められた同条第二項第四号に掲げる間伐及び保育の基準に従つて間伐若しくは保育がなされていない山林若しくは伐採後一定期間造林されていない山林又はこれらのおそれがある山林であり、かつ、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産基盤の整備の状況からみて当該あつせんにより林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第十条に規定する森林についての所有権の移転（以下この項において「森林所有権の移転」という。）を受ける者（同条に規定する認定を受けた者に限る。）が現に森林施業を行つている山林と一体として効率的に当該市町村森林整備計画に従つた森林施業を行うことが可能な山林である場合であつて、その山林について当該あつせんにより行う森林所有権の移転が同条に規定する林地保有又は森林施業の合理化に寄与することが確実であると見込まれる場合として財務省令で定める場合における当該森林所有権の移転により行われる当該山林に係る土地の譲渡とする。

第三十九条の七 同上
(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

25 25 24 同上

一 三 同上

法第六十四条第一項（法第六十四条の二第七項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十四条第八項（法第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む

。の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産 当該代替資産に係る法第六十四条第一項各号に規定する資産（同条第二項第一号に規定する土地等、同項第二号に規定する土地の上にある資産、法第六十五条第七項の規定の適用を受けた場合における同条第一項第四号の施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（都市再開発法第百十条の二第二項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権若しくは同号に規定する給付を受ける権利又は法第六十五条第八項の規定の適用を受けた場合における同条第一項第五号の防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を含む。）の取得の日

五〇七 省 略

26〽47 省 略

（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）

第三十九条の八 省 略

2 法第六十五条の十第一項第二号に規定する政令で定める区域は、平成三年一月一日において次に掲げる区域に該当する区域とする。

一〽三 省 略

3 法第六十五条の十第一項第二号に規定する政令で定める法人は、農住組合の組合員以外の法人で、農住組合法第九条第一項の規定による認可があつた同項に規定する交換分合計画において定める土地の所有権（当該土地の上に存する権利を含む。）を有するものとする。

4〽6 省 略

（特定外国関係会社及び対象外国関係会社の範囲）

第三十九条の十四の三 法第六十六条の六第二項第二号イ(1)に規定する政

。の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産 当該代替資産に係る法第六十四条第一項各号に規定する資産（同条第二項第一号に規定する土地等、同項第二号に規定する土地の上にある資産、法第六十五条第七項の規定の適用を受けた場合における同条第一項第四号の施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（都市再開発法第百十条の二第二項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権若しくは同号に規定する給付を受ける権利又は法第六十五条第八項の規定の適用を受けた場合における同条第一項第五号の防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を含む。）の取得の日

五〇七 同 上

26〽47 同 上

（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）

第三十九条の八 同 上

2 法第六十五条の十第一項第三号に規定する政令で定める区域は、平成三年一月一日において次に掲げる区域に該当する区域とする。

一〽三 同 上

3 法第六十五条の十第一項第三号に規定する政令で定める法人は、農住組合の組合員以外の法人で、農住組合法第九条第一項の規定による認可があつた同項に規定する交換分合計画において定める土地の所有権（当該土地の上に存する権利を含む。）を有するものとする。

4〽6 同 上

（特定外国関係会社及び対象外国関係会社の範囲）

第三十九条の十四の三 同 上

令で定める外国関係会社は、次に掲げる外国関係会社（同項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）とする。

一 一の内国法人等（一の内国法人（保険業を主たる事業とするもの、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当するもの又は保険業若しくはこれに関連する事業を主たる事業とする外国関係会社の経営管理を行う法人として財務省令で定めるものに限る。）及び当該一の内国法人との間に第三十九条の十七第四項に規定する特定資本関係のある内国法人（保険業を主たる事業とするもの、同法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当するもの又は当該外国関係会社の経営管理を行う他の法人として財務省令で定めるものに限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社で同法第二百十九条第一項に規定する引受社員に該当するもの（以下この条及び第三十九条の十七において「特定保険外国子会社等」という。）に係る特定保険協議者（特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者として財務省令で定めるもので次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。以下この条及び第三十九条の十七において同じ。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この節において「本店所在地」という。）においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗その他の固定施設を有している場合における当該特定保険協議者に係る当該特定保険外国子会社等に該当する外国関係会社

イ、ハ 省 略

二 省 略

2533 省 略

（適用対象金額の計算）

第三十九条の十五 法第六十六条の六第二項第四号に規定する政令で定め

る基準により計算した金額は、外国関係会社（同項第一号に規定する外国関係会社をいい、同項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものに限る。以下この条において同じ。）の各事業年度の決算に基づく所得の金額に係る第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から当該所得の金額に係る第三号から第

一 一の内国法人等（一の内国法人（保険業を主たる事業とするもの又は保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当するものに限る。）及び当該一の内国法人との間に第三十九条の十七第四項に規定する特定資本関係のある内国法人（保険業を主たる事業とするもの又は同法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当するものに限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社で同法第二百十九条第一項に規定する引受社員に該当するもの（以下この

条及び第三十九条の十七において「特定保険外国子会社等」という。）に係る特定保険協議者（特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者として財務省令で定めるもので次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。以下この条及び第三十九条の十七において同じ。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この節において「本店所在地」という。）においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗その他の固定施設を有している場合における当該特定保険協議者に係る当該特定保険外国子会社等に該当する外国関係会社

イ、ハ 同 上

二 同 上

2533 同 上

（適用対象金額の計算）

第三十九条の十五 同 上

五号までに掲げる金額の合計額を控除した残額（当該所得の金額に係る第一号に掲げる金額が欠損の金額である場合には、当該所得の金額に係る第二号に掲げる金額から当該欠損の金額と当該所得の金額に係る第三号から第五号までに掲げる金額との合計額を控除した残額）とする。

一 当該各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法第二編第一章第一節第二款から第九款まで（同法第二十三条、第二十三条の二、第二十五条の二、第二十六条第一項から第五項まで、第二十七条、第三十三条第五項、第三十七条第二項、第三十八条から第四十一条の二まで、第五十五条第四項、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十一条の二第十七項、第六十一条の十一から第六十一条の十三まで、第六十二条の五第三項から第六項まで及び第六十二条の七（適格現物分配に係る部分に限る。）を除く。）及び第十一款の規定並びに法第四十三条、第四十五条の二、第五十二条の二、第五十七条の五、第五十七条の六、第五十七条の八、第五十七条の九、第六十一条の四、第六十五条の七から第六十五条の九まで（法第六十五条の七第一項の表の第五号に係る部分に限る。）、第六十六条の四第三項、第六十七条の十二及び第六十七条の十三の規定（以下この号において「本邦法令の規定」という。）の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額又は欠損の金額（当該外国関係会社に係る法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人との間の取引につき法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合には、当該取引がこれらの規定に規定する独立企業間価格で行われたものとして本邦法令の規定の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額又は欠損の金額）

二 五 省 略
2 5 10 省 略

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第三十九条の二十四の二 法第六十六条の十三第一項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する特別新事業開拓事業者（以下この項において「特別新事業開拓事業者」という。）の株式のうち、次に掲げる要件の全てを満たすことにつき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に

一 当該各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法第二編

第一章第一節第二款から第九款まで（同法第二十三条、第二十三条の二、第二十五条の二、第二十六条第一項から第五項まで、第二十七条、第三十三条第五項、第三十七条第二項、第三十八条から第四十一条の二まで、第五十五条第三項、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十一条の二第十七項、第六十一条の十一から第六十一条の十三まで、第六十二条の五第三項から第六項まで及び第六十二条の七（適格現物分配に係る部分に限る。）を除く。）及び第十一款の規定並びに法第四十三条、第四十五条の二、第五十二条の二、第五十七条の五、第五十七条の六、第五十七条の八、第五十七条の九、第六十一条の四、第六十五条の七から第六十五条の九まで（法第六十五条の七第一項の表の第五号に係る部分に限る。）、第六十六条の四第三項、第六十七条の十二及び第六十七条の十三の規定（以下この号において「本邦法令の規定」という。）の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額又は欠損の金額（当該外国関係会社に係る法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人との間の取引につき法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合には、当該取引がこれらの規定に規定する独立企業間価格で行われたものとして本邦法令の規定の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額又は欠損の金額）

二 五 同 上
2 5 10 同 上

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第三十九条の二十四の二 同 上

基づく調査（以下この条において「共同化調査」という。）により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 省 略

二 当該株式の保有が前号の払込みによる取得の日から三年を超える期間継続する見込みであること。

三 省 略

25 10 省 略

11 法第六十六条の第十三第十二項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する特別勘定に係る特定株式（以下この項において「特定株式」という。）のうちその取得の日から三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）を経過した特定株式であることにつき共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式とする。

12 5 14 省 略

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第三十九条の二十八 法第六十七条の五第一項に規定する事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるものは、常時使用する従業員の数が五百人以下の法人（連結法人に該当するものを除く。）とする。

2 法第六十七条の五第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次に掲げる規定の適用を受ける減価償却資産及び貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した減価償却資産とする。

一・二 省 略

三 法第六十四条第九項（法第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、法第六十五条の七第九項（法第六十五条の八第八項において準用する場合を含む。）又は法第六十七条の四第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定
3| 前項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（電子情報処理組織による申告の特例）

一 同 上

二 当該株式の保有が前号の払込みによる取得の日から五年を超える期間継続する見込みであること。

三 同 上

25 10 同 上

11 法第六十六条の第十三第十二項に規定する政令で定めるものは、その取得の日から五年を経過した特定株式（同項の特定株式をいう。以下この項において同じ。）であることにつき共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式とする。

12 5 14 同 上

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第三十九条の二十八 法第六十七条の五第一項に規定する政令で定めるものは、常時使用する従業員の数が五百人以下の法人（連結法人に該当するものを除く。）とする。

2 法第六十七条の五第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一・二 同 上

三 法第六十四条第八項（法第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、法第六十五条の七第九項（法第六十五条の八第八項において準用する場合を含む。）又は法第六十七条の四第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定

（電子情報処理組織による申告の特例）

第三十九条の三十六 法第六十八条の四に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略

二 省 略
三 省 略
四 省 略
五 省 略
六 省 略

七 省 略
八 省 略
九 省 略

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特
別控除)

第三十九条の四十三 省 略

2 法第六十八条の十三第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第三欄に掲げる事業 一の設備(同欄に規定する特定民間観光関連施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの並びに当該施設の利用について一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設として財務省令で定めるものを除く。)のうち沖縄振興特別措置法第六条第二項第三号に規定する観光関連施設の整備に著しく資する施設として財務省令で定めるもの(以下この号において「対象施設」という。)に含まれるものに限る。)で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(当該対

第三十九条の三十六 同 上

一 同 上
二 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第五十八条の規定

三 同 上
四 同 上
五 同 上
六 同 上
七 同 上

八 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第九十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二の規定
九 同 上
十 同 上
十一 同 上

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特
別控除)

第三十九条の四十三 同 上

2 同 上

一 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業 一の設備(同欄に規定する特定民間観光関連施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの並びに当該施設の利用について一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設として財務省令で定めるものを除く。)のうち沖縄振興特別措置法第六条第二項第三号に規定する観光関連施設の整備に著しく資する施設として財務省令で定めるもの(以下この号において「対象施設」という。)に含まれるものに限る。)で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(当該対

象施設に含まれない部分があるものについては、当該対象施設に含まれる部分に限る。)の取得価額(法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。次号及び第三号において同じ。)の合計額が千万円を超えるもの

二 法第四十二条の九第一項の表の第二号から第四号までの第三欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの

イ 一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。以下この項において同じ。)で、これを構成する減価償却資産(法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。次号イ及び次項において同じ。)の取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品(法第四十二条の九第一項の表の第四号の第三欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置)で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

三 法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの

イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が五十万円を超えるもの

3| 法第六十八条の十三第一項に規定する区域の振興に資するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。

一 連結親法人又はその連結子法人で、法第四十二条の九第一項の表の第一号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの 当該連結親法人又はその連結子法人の沖繩振興特別措置法第七条の二第八項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に記載された減価償却資産

二 連結親法人又はその連結子法人で、法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの 当該連結親法人又はその連結子法人の沖繩振興特別措置法第二十九条の二第八項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に記載された減価償却資産

象施設に含まれない部分があるものについては、当該対象施設に含まれる部分に限る。)の取得価額(法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。次号イ及びロにおいて同じ。)の合計額が千万円を超えるもの

二 法第四十二条の九第一項の表の第二号から第五号までの第二欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの

イ 一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。ロにおいて同じ。)で、これを構成する減価償却資産(法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品(法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置)で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

三 連結親法人又はその連結子法人で、法第四十二条の九第一項の表の第三号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの。当該連結親法人又はその連結子法人の沖繩振興特別措置法第三十五条の三第八項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産

四 連結親法人又はその連結子法人で、法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの。当該連結親法人又はその連結子法人の沖繩振興特別措置法第四十二条の二第八項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産

五 連結親法人又はその連結子法人で、法第四十二条の九第一項の表の第五号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの。当該連結親法人又はその連結子法人の沖繩振興特別措置法第五十五条の四第八項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産

省 略

5 | 4 |

法第六十八条の十三第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した工業用機械等につき法第六十八条の十三第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ 連結親法人又はその連結子法人（当該連結事業年度終了の日において法第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものに限る。ロ及び次号においてそれぞれ「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」という。）で、繰越税額控除限度超過額（法第六十八条の十三第二項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）を有するもの当該連結事業年度の個別所得金額

ロ 繰越税額控除限度超過額を有する認定連結親法人の当該連結事業年度の個別所得金額及び繰越税額控除限度超過額を有する各認定連結子法人の当該連結事業年度の個別所得金額の合計額

二 調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する

4 | 3 |

同 上

一 同 上

イ 連結親法人又はその連結子法人で、繰越税額控除限度超過額（法第六十八条の十三第二項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）を有するもの当該連結事業年度の個別所得金額

ロ 繰越税額控除限度超過額を有する連結親法人の当該連結事業年度の個別所得金額及び繰越税額控除限度超過額を有する各連結子法人の当該連結事業年度の個別所得金額の合計額

二 調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する

金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した工業用機械等につき法第六十八条の十三第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその認定連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

8| 7| 6|
省 略 省 略 省 略

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得了した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十五 法第六十八条の十五第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が二千五百万円（法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人（同項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）にあつては、千万円）以上のものとする。

2・3 省 略

（法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第三十九条の四十八 省 略

2 省 略

3 法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合において、同項各号に掲げる規定のうち一の規定による税額控除可能額で、その全部又は一部が同項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額とされたものに係る法第六十八条の九第三項（第二号及び第五号に係る部分に限るものとし、法第六十八条の十一第十一項、第六十八条の十三第八項、第六十八条の十四第七項、第六十八条の十四の二第七項、第六十八条の十五の二第十項、第六十八条の十五の三第四項、第六十八条の十五の五第十一項、第六十八条の十五の六第七項、第

金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した工業用機械等につき法第六十八条の十三第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

7| 6| 5|
同 上 同 上 同 上

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得了した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十五 法第六十八条の十五第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が二千万円（法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人（同項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）にあつては、千万円）以上のものとする。

2・3 同 上

（法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第三十九条の四十八 同 上

2 同 上

3 同 上

六十八条の十五の六の二第七項又は第六十八条の十五の七第十一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法人税法第八十一条の十八及び地方法人税法第十五条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

三 当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の八第一項第五号に掲げる規定によるものである場合 第三十九条の四十三第六項各号に定める金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、その定める金額の合計額）を控除した金額とする。

イ 省 略

ロ 当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の八第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合 次に掲げる金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる金額のいずれも有する場合には、その定める金額の合計額）

(1) 第三十九条の四十三第六項第一号に定める金額 法第六十八条の十五の八第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額 (2) において「調整前連結税額超過構成額」という。）に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十三第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額

(2) 第三十九条の四十三第六項第二号に定める金額 調整前連結税額超過構成額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度超過額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十三第二項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度超過額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額

四 十三 省 略

一・二 同 上

三 当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の八第一項第五号に掲げる規定によるものである場合 第三十九条の四十三第六項各号に定める金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、その定める金額の合計額）を控除した金額とする。

イ 同 上

ロ 同 上

(1) 第三十九条の四十三第五項第一号に定める金額 法第六十八条の十五の八第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額 (2) において「調整前連結税額超過構成額」という。）に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十三第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額

(2) 第三十九条の四十三第五項第二号に定める金額 調整前連結税額超過構成額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度超過額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十三第二項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度超過額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額

四 十三 同 上

(環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却)

第三十九条の五十四 法第六十八条の二十五第一項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち第二十八条の七第一項の規定により農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

2 法第六十八条の二十五第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の設備等（法第四十四条の四第一項各号に規定する設備等をいう。）を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が百万円以上のものとする。

3 法第六十八条の二十五第二項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち第二十八条の七第三項の規定により農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

第三十九条の五十五 削除

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第三十九条の五十六 省略

2 法第六十八条の二十七第一項に規定する区域の振興に資するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）とする。

一 連結親法人又はその連結子法人で、法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの 当該連結親法人又はその連結子法人の沖繩振興特別措置法第三十五条の三第八項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産

二 連結親法人又はその連結子法人で、法第四十五条第一項の表の第二号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの 当該連結親法人又はその連結子法人の沖繩振興特別措置法第四十二条の二第八項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産

三 連結親法人又はその連結子法人で、法第四十五条第一項の表の第三

第三十九条の五十四及び第三十九条の五十五 削除

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第三十九条の五十六 同上

号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの 当該連結親法人又はその連結子法人の沖繩振興特別措置法第五十五条の四第八項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産

3| 法第六十八条の二十七第二項に規定する旅館業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。）の合計額が五百万円（当該連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該各号に定める金額）以上のものとする。

一 資本金の額若しくは出資金の額（以下この条において「資本金の額等」という。）が千万円を超え五千万円以下である連結親法人（法第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者（以下この条において「適用除外事業者」という。）に該当するものを除く。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（次号に掲げる法人に該当するものを除く。）若しくは資本金の額等が千万円を超え五千万円以下である連結子法人（同号に掲げる法人に該当するものを除く。） 五百万円（当該一の生産等設備が新設又は増設による取得等（法第六十八条の二十七第二項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）に係るものである場合には、千万円）

二 資本金の額等が五千万円を超える連結親法人、当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人若しくは資本金の額等が五千万円を超える連結子法人又は適用除外事業者に該当する連結法人 二千万円

4| 法第六十八条の二十七第二項に規定する政令で定める中小規模法人に該当する連結法人は、第二十八条の九第十一項に規定する中小規模法人に該当する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（資本金の額等が五千万円以下のものに限る。）とする。

5| 法第六十八条の二十七第二項に規定する政令で定める場合は、連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する離島の地域内において同項に規定する旅館業（以下この条において「旅館業」という。）の用に供した設備について、沖繩振興特別措置法第四条第一項に規定する沖繩振興

計画に定められた同条第二項第九号に掲げる事項その他の事項に適合するものである旨の沖繩県知事の確認がある場合とする。

6| 連結親法人又はその連結子法人が、その取得等をした減価償却資産につき法第六十八条の二十七第二項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

7| 法第六十八条の二十七第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第六十八条の二十七第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 第二十八条の九第十五項第一号に定める期間

二 法第六十八条の二十七第三項の表の第二号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 第二十八条の九第十五項第二号に定める期間

三 法第六十八条の二十七第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 第二十八条の九第十五項第三号に定める期間

四 法第六十八条の二十七第三項の表の第四号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 第二十八条の九第十五項第四号に定める期間

8| 法第六十八条の二十七第三項に規定する政令で定める場合は、連結親

法人又はその連結子法人が同項の表の各号の上欄に掲げる地区において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供した当該各号の下欄に掲げる設備について、当該地区に係る産業投資促進計画（次の各号に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。）に記載された振興の対象となる事業その他の事項に適合するものである旨の当該産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長の確認がある場合とする。

2| 法第六十八条の二十七第二項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第六十八条の二十七第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等（同項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）をする場合 第二十八条の九第九項第一号に定める期間

二 法第六十八条の二十七第二項の表の第二号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 第二十八条の九第九項第二号に定める期間

三 法第六十八条の二十七第二項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 第二十八条の九第九項第三号に定める期間

4| 法第六十八条の二十七第二項の表の第四号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 第二十八条の九第九項第四号に定める期間

3| 法第六十八条の二十七第二項に規定する政令で定める中小規模法人に該当する連結親法人は、第二十八条の九第十項に規定する中小規模法人に該当する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（資本金の額又は出資金の額（以下この条において「資本金の額等」という。）が五千万円以下のものに限る。）とする。

4| 法第六十八条の二十七第二項に規定する政令で定める場合は、連結親法人又はその連結子法人が同項の表の各号の上欄に掲げる地区において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供した当該各号の下欄に掲げる設備について、当該地区に係る産業投資促進計画（次の各号に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。）に記載された振興の対象となる事業その他の事項に適合するものである旨の当該産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長の確認がある場合とする。

一 法第六十八條の二十七第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が定める第二十八條の九第十五項第一号に規定する特定過疎地域持続的発展市町村計画

二 法第六十八條の二十七第三項の表の第二号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する第二十八條の九第十五項第二号に規定する認定半島産業振興促進計画

三 法第六十八條の二十七第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区 当該地区に係る法第四十五條第三項の表の第三号の上欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で第二十八條の九第十六項第三号に規定する基準を満たすもの

四 法第六十八條の二十七第三項の表の第四号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する第二十八條の九第十五項第四号に規定する認定奄美産業振興促進計画

9 | 法第六十八條の二十七第三項の表の第一号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（当該連結親法人又はその連結子法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）以上である場合の当該一の設備

イ 資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である連結親法人（適用除外事業者）に該当するものを除く。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（ロに掲げる法人に該当するものを除く。）若しくは資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である連結子法人（ロに掲げる法人に該当するものを除く。） 千万円

ロ 省略

一 法第六十八條の二十七第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が定める第二十八條の九第九項第一号に規定する特定過疎地域持続的発展市町村計画

二 法第六十八條の二十七第二項の表の第二号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する第二十八條の九第九項第二号に規定する認定半島産業振興促進計画

三 法第六十八條の二十七第二項の表の第三号の上欄に掲げる地区 当該地区に係る法第四十五條第二項の表の第三号の上欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で第二十八條の九第十一項第三号に規定する基準を満たすもの

四 法第六十八條の二十七第二項の表の第四号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する第二十八條の九第九項第四号に規定する認定奄美産業振興促進計画

5 | 法第六十八條の二十七第二項の表の第一号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 製造業又は第二十八條の九第八項に規定する旅館業（以下この条において「旅館業」という。） 一の設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令第十三條第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の取得価額（法人税法第八十一條の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同令第五十四條第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。）の合計額が五百万円（当該連結親法人又はその連結子法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）以上である場合の当該一の設備

イ 資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である連結親法人（法第六十八條の九第八項第七号に規定する適用除外事業者）（以下この条において「適用除外事業者」という。）に該当するものを除く。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（ロに掲げる法人に該当するものを除く。）若しくは資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である連結子法人（ロに掲げる法人に該当するものを除く。） 千万円

ロ 同上

二 第二十八条の九第二十項に規定する農林水産物等販売業又は同項に規定する情報サービス業等（以下この条において「情報サービス業等」という。）一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

10| 法第六十八条の第二十七第三項の表の第二号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 省略

二 第二十八条の九第二十二項に規定する農林水産物等販売業又は情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

11| 法第六十八条の第二十七第三項の表の第三号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 省略

二 第二十八条の九第二十四項に規定する農林水産物等販売業又は情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

12| 法第六十八条の第二十七第三項の表の第四号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 省略

二 第二十八条の九第二十六項に規定する農林水産物等販売業又は情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

13| 連結親法人又はその連結子法人が、その取得等をした減価償却資産につき法第六十八条の第二十七第三項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける最初の連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（次項において「連結確定申告書」という。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

14| 前項の連結親法人又はその連結子法人が、その取得等をした減価償却資産に係る法第六十八条の第二十七第三項に規定する供用日から同項の規

二 第二十八条の九第十五項に規定する農林水産物等販売業又は同項に規定する情報サービス業等（以下この条において「情報サービス業等」という。）一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

6| 法第六十八条の第二十七第二項の表の第二号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 同上

二 第二十八条の九第十七項に規定する農林水産物等販売業又は情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

7| 法第六十八条の第二十七第二項の表の第三号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 同上

二 第二十八条の九第十九項に規定する農林水産物等販売業又は情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

8| 法第六十八条の第二十七第二項の表の第四号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 同上

二 第二十八条の九第二十一項に規定する農林水産物等販売業又は情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

9| 連結親法人又はその連結子法人が、その取得等をした減価償却資産につき法第六十八条の第二十七第二項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける最初の連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（次項において「連結確定申告書」という。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

10| 前項の連結親法人又はその連結子法人が、その取得等をした減価償却資産に係る法第六十八条の第二十七第二項に規定する供用日から同項の規

定の適用を受けようとする連結事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度において当該減価償却資産につき法第四十五条第三項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第二十八条の九第二十七項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の連結事業年度の連結確定申告書に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)

第三十九条の六十二 省 略

2 前項の連結親法人又はその連結子法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械等に係る法第六十八条の三十三第一項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度において当該機械等につき法第四十六条第一項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の事業年度の確定申告書等に第二十九条の三第一項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の連結事業年度の連結確定申告書等に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

(輸出事業用資産の割増償却)

第三十九条の六十三 法第六十八条の三十四第一項に規定する政令で定め

るものは、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、第二十九条の四第一項の規定により農林水産大臣が定める要件を満たすものとす。

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第三十九条の六十九 法第六十八条の四十第一項に規定する減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第九十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の

定の適用を受けようとする連結事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度において当該減価償却資産につき法第四十五条第二項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第二十八条の九第二十二項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の連結事業年度の連結確定申告書に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)

第三十九条の六十二 同 上

2 前項の連結親法人又はその連結子法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械等に係る法第六十八条の三十三第一項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度において当該機械等につき法第四十六条の二第一項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の事業年度の確定申告書等に第二十九条の三第一項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の連結事業年度の連結確定申告書等に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

第三十九条の六十三 削除

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第三十九条の六十九 同 上

一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第九十条第八項、第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法

規定
二・三 省略

- 四 省略
- 五 省略
- 六 省略

2 第六十八條の四十第一項及び第四項に規定する普通償却限度額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 そのよるべき償却の方法として旧定率法（法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第四十八條第一項第一号イ(2)に掲げる旧定率法をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は定率法（法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同令第四十八條の二第一項第一号イ(2)に掲げる定率法をいう。以下この号及び次号において同じ。）を採用している減価償却資産 当該資産に係る第六十八條の四十第一項に規定する特別償却不足額（次号及び第五項において「特別償却不足額」という。）又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額（次号及び第五項において「合併等特別償却不足額」という。）が既に償却されたものとみなして当該資産につき旧定率法又は定率法により計算した場合の当該連結事業年度の普通償却限度額（法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。次号及び第三号において同じ。）に相当する金額

二・四 省略

3 第六十八條の四十第二項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、第一号から第七号までに掲げる規定（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には

第六十八條の二十七第二項又は第六十八條の三十五の規定

二・三 同上

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第一百十條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一百五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十三の規定

- 五 同上
- 六 同上
- 七 同上

2 同上

一 そのよるべき償却の方法として旧定率法（法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第四十八條第一項第一号イ(2)に掲げる旧定率法をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は定率法（法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同令第四十八條の二第一項第一号イ(2)に掲げる定率法をいう。以下この号及び次号において同じ。）を採用している減価償却資産 当該資産に係る第六十八條の四十第一項に規定する特別償却不足額（次号において「特別償却不足額」という。）又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額（次号において「合併等特別償却不足額」という。）が既に償却されたものとみなして当該資産につき旧定率法又は定率法により計算した場合の当該連結事業年度の普通償却限度額（法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。次号及び第三号において同じ。）に相当する金額

二・四 同上

3 第六十八條の四十第二項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、第一号から第八号までに掲げる規定（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には

、第八号から第十四号までに掲げる規定)とする。

一 法第六十八條の二十七第三項、第六十八條の三十一又は第六十八條の三十三から第六十八條の三十六までの規定

二 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下この号及び第九号において「平成二十七年改正法」という。)附則第九十條第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年改正法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十五の規定

三 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。以下この号及び第十号において「平成二十八年改正法」という。)附則第一百五條第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年改正法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十四又は第六十八條の三十六の規定

四 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号。以下この号及び第十一号において「平成二十九年改正法」という。)附則第八十二條第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十四又は第六十八條の三十五の規定

五 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。以下この号及び第十二号において「平成三十一年改正法」という。)附則第六十九條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十五の規定

六 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この号及び第十三号において「令和二年改正法」という。)附則百條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十四の

、第九号から第十六号までに掲げる規定)とする。

一 法第六十八條の二十七第二項、第六十八條の三十一、第六十八條の三十三、第六十八條の三十五又は第六十八條の三十六の規定

二 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下この号及び第十号において「平成二十七年改正法」という。)附則第九十條第八項、第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年改正法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の二十七第二項又は第六十八條の三十五の規定

三 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。以下この号及び第十一号において「平成二十八年改正法」という。)附則第一百五條第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年改正法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十四又は第六十八條の三十六の規定

四 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号。以下この号及び第十二号において「平成二十九年改正法」という。)附則第八十二條第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十四又は第六十八條の三十五の規定

五 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下この号及び第十三号において「平成三十年改正法」という。)附則百十條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年改正法第十五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十三の規定

六 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。以下この号及び第十四号において「平成三十一年改正法」という。)附則第六十九條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十五の規定

七 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この号及び第十五号において「令和二年改正法」という。)附則百條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十四の

規定

七 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この号及び第十四号において「令和三年改正法」という。）附則第六十六條第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年改正法第七條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の二十七第二項の規定

八 法第四十五條第三項又は第四十五條の三から第四十八條までの規定
九 平成二十七年改正法附則第七十九條第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年改正法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第四十七條の二の規定

十 省略

十一 省略

十二 省略

十三 省略

十四 省略

4 法第六十八條の四十第五項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、前項第一号から第七号までに掲げる規定（同條第五項の被合併法人等の同項に規定する適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、前項第八号から第十四号までに掲げる規定）とする。

5 法第六十八條の四十第一項又は第四項の場合において、同條第二項に規定する特別償却対象資産につき当該連結事業年度以前の各連結事業年度において圧縮記帳規定（法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第四十二條第一項若しくは第五項、第四十四條第一項若しくは第四項、第四十五條第一項若しくは第五項、第四十六條第一項又は第四十七條第一項若しくは第五項の規定をいう。以下この項及び次条において同じ。）の適用を受けるとき（当該連結事業年度前の各事業年度において単体圧縮記帳規定（第三十條第五項に規定する圧縮記帳規定をいう。以下この項及び次条第

規定

八 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この号及び第十六号において「令和三年改正法」という。）附則第六十六條第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年改正法第七條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の二十七第二項の規定

九 法第四十五條第二項又は第四十六條から第四十八條までの規定
十 平成二十七年改正法附則第七十九條第八項、第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年改正法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第四十五條第二項又は第四十七條の二の規定

十一 同上

十二 同上

十三 平成三十年改正法附則第九十四條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年改正法第十五條の規定による改正前の租税特別措置法第四十六條の二の規定

十四 同上

十五 同上

十六 同上

4 法第六十八條の四十第五項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、前項第一号から第八号までに掲げる規定（同條第五項の被合併法人等の同項に規定する適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、前項第九号から第十六号までに掲げる規定）とする。

三項において同じ。）の適用を受けたときを含む。）は、当該連結事業年度の当該特別償却対象資産に係る特別償却不足額（当該特別償却不足額の基因となる法第六十八条の四十第二項に規定する特別償却限度額に係る不足額が生じた連結事業年度（当該特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度）が当該圧縮記帳規定の適用を受けた連結事業年度（当該単体圧縮記帳規定の適用を受けた事業年度を含む。以下この項において「圧縮適用連結事業年度等」という。）前の連結事業年度（圧縮適用連結事業年度等前の事業年度を含む。）である場合における当該特別償却不足額に限る。）又は合併等特別償却不足額は、当該特別償却不足額又は合併等特別償却不足額から、当該特別償却不足額又は合併等特別償却不足額に係る同条第二項又は第五項の特別償却限度額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 当該特別償却対象資産に係る法人税法施行令第七十九条の二第一号、第八十二条第一号、第八十二条の三第一号、第八十三条の四第一号又は第八十五条第一項第三号に掲げる金額
二 当該特別償却対象資産につき法人税法施行令第五十四条第三項の規定により同条第一項各号に定める金額から控除した金額

（準備金方式による特別償却）

第三十九条の七十 法第六十八条の四十一第四項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、前条第三項第一号から第七号までに掲げる規定（法第五十二条の三第一項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後一年以内に終了する連結事業年度である場合又は法第六十八条の四十一第三項に規定する被合併法人等の同項の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、前条第三項第八号から第十四号までに掲げる規定を含む。）とする。

2 法第六十八条の四十一第十三項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、前条第三項第一号から第七号までに掲げる規定（法第五十二条の三第一項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後一年以内に終了する連結事業年度である場合には、前条第三項第八号から第十四号までに掲げる規定を含む。）とする。

（準備金方式による特別償却）

第三十九条の七十 法第六十八条の四十一第四項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、前条第三項第一号から第八号までに掲げる規定（法第五十二条の三第一項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後一年以内に終了する連結事業年度である場合又は法第六十八条の四十一第三項に規定する被合併法人等の同項の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、前条第三項第九号から第十六号までに掲げる規定を含む。）とする。

2 法第六十八条の四十一第十三項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、前条第三項第一号から第八号までに掲げる規定（法第五十二条の三第一項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後一年以内に終了する連結事業年度である場合には、前条第三項第九号から第十六号までに掲げる規定を含む。）とする。

3

法第六十八条の四十一第二項、第三項又は第十二項の場合において、特別償却対象資産（法第六十八条の四十第二項に規定する特別償却対象資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）につき当該連結事業年度以前の各連結事業年度において圧縮記帳規定の適用を受けたとき（当該連結事業年度前の各事業年度において単体圧縮記帳規定の適用を受けたときを含む。）は、当該連結事業年度の当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金積立不足額（法第六十八条の四十一第二項又は第十二項に規定する満たない金額が生じた連結事業年度（当該満たない金額が生じた事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該満たない金額が生じた事業年度）が当該圧縮記帳規定の適用を受けた連結事業年度（当該単体圧縮記帳規定の適用を受けた事業年度を含む。以下この項において「圧縮適用連結事業年度等」という。）前の連結事業年度（圧縮適用連結事業年度等前の事業年度を含む。）である場合における当該満たない金額をいう。）又は合併等特別償却準備金積立不足額（同条第三項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額をいう。）は、当該特別償却準備金積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額から、当該特別償却準備金積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額に係る同条第二項、第三項又は第十二項の特別償却限度額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 当該特別償却対象資産に係る法人税法施行令第七十九条の二第一号、第八十二条第一号、第八十二条の三第一号、第八十三条の四第一号又は第八十五条第一項第三号に掲げる金額

二 当該特別償却対象資産につき法人税法施行令第五十四条第三項の規定により同条第一項各号に定める金額から控除した金額

4

法第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた法第五十二条の三第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産について当該連結事業年度において圧縮記帳規定の適用を受ける場合における当該特別償却対象資産に係る圧縮記帳規定に規定する圧縮限度額の計算については、法人税法施行令第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の三、第八十三条の四又は第八十五条第一項第四号に規定する

帳簿価額には、これらの規定に規定する日における当該特別償却対象資産に係る法第六十八条の四十一第五項に規定する特別償却準備金の金額に相当する金額を含まないものとする。

5| 省 略

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第三十九条の七十一 法第六十八条の四十二第一項第四号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第九十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規定

二・三 省 略

四| 省 略
五| 省 略
六| 省 略
七| 省 略

2 連結親法人又はその連結子法人の有する減価償却資産が当該連結事業年度において法第六十八条の四十二第一項第二号に掲げる規定(前項第一号から第六号までに掲げる規定を含む。)のうち二以上の規定の適用を受けられることができるものである場合には、当該二以上の規定のうちいずれか一の規定に係る法第六十八条の四十一の規定と当該いずれか一の規定以外の規定に係る同条の規定とは、それぞれ一の規定として法第六十八条の四十二第一項の規定を適用する。

(海外投資等損失準備金)

第三十九条の七十二 省 略

2 5 省 略

3| 同 上

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第三十九条の七十一 同 上

一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第九十条第八項、第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七(第二項に係る部分に限る。)又は第六十八条の三十五の規定

二・三 同 上

四| 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第九十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第九十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十三の規定

五| 同 上
六| 同 上
七| 同 上
八| 同 上

2 連結親法人又はその連結子法人の有する減価償却資産が当該連結事業年度において法第六十八条の四十二第一項第二号に掲げる規定(前項第一号から第七号までに掲げる規定を含む。)のうち二以上の規定の適用を受けられることができるものである場合には、当該二以上の規定のうちいずれか一の規定に係る法第六十八条の四十一の規定と当該いずれか一の規定以外の規定に係る同条の規定とは、それぞれ一の規定として法第六十八条の四十二第一項の規定を適用する。

(海外投資等損失準備金)

第三十九条の七十二 同 上

2 5 同 上

6 法第六十八条の四十三第四項第五号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する海外投資等損失準備金の金額に同号の資本の払戻しに係る法人税法施行令百十九条の九第一項に規定する払戻等割合を乗じて計算した金額とする。

7 5 14 省 略

15 法第六十八条の四十三第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する特殊投資法人（以下この項及び次項において「特殊投資法人」という。）である場合における同条第一項又は第八項の規定の適用については、これらの規定に規定する特定株式等の取得価額は、同条第二項第一号の資源開発事業法人（法第五十五条第二項第二号に規定する他の法人を含む。以下この項において「資源開発事業法人」という。）の法第六十八条の四十三第二項第六号に規定する株式等の取得価額に、当該取得の日を含む連結事業年度終了の日における各資源開発事業法人の株式等の帳簿価額の合計額のうち当該合計額から当該特殊投資法人の同日における資本金の額又は出資金の額に相当する金額を控除した残額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

16 17 省 略

（中小企業事業再編投資損失準備金）

第三十九条の七十三 省 略

2 法第六十八条の四十四第三項第五号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する中小企業事業再編投資損失準備金の金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 省 略

三 法人税法第六十一条の二第十八項に規定する資本の払戻し（以下この号において「資本の払戻し」という。）により特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合 当該資本の払戻しに係る法人税法施行令第百十九条の九第一項に規定する払戻等割合

3 4 省 略

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

6 法第六十八条の四十三第四項第五号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する海外投資等損失準備金の金額に同号の資本の払戻しに係る法人税法施行令百十九条の九第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

7 5 14 同 上

15 法第六十八条の四十三第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する特殊投資法人（以下この項及び次項において「特殊投資法人」という。）である場合における同条第一項又は第八項の規定の適用については、これらの規定に規定する特定株式等の取得価額は、同条第二項第一号の資源開発事業法人（法第五十五条第二項第二号に規定する他の法人を含む。以下この項において同じ。）の法第六十八条の四十三第二項第六号に規定する株式等の取得価額に、当該取得の日を含む連結事業年度終了の日における各資源開発事業法人の株式等の帳簿価額の合計額のうち当該合計額から当該特殊投資法人の同日における資本金の額又は出資金の額に相当する金額を控除した残額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

16 17 同 上

（中小企業事業再編投資損失準備金）

第三十九条の七十三 同 上

2 同 上

一・二 同 上

三 法人税法第六十一条の二第十八項に規定する資本の払戻し（以下この号において「資本の払戻し」という。）により特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合 当該資本の払戻しに係る法人税法施行令第百十九条の九第一項に規定する割合

3 4 同 上

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第三十九条の九十 法第六十八条の六十三第一項に規定する政令で定める

場合は、同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項の表の各号の中欄に掲げる区域内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から適用月数（百二十月から当該被合併法人が当該区域内において当該事業を行っていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。）を超過する日までの期間とする。

2 法第六十八条の六十三第一項に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める事業とする。

一 法第六十八条の六十三第一項の表の第一号の中欄に掲げる区域内において行われる同号の下欄に掲げる事業 当該区域以外の地域において行われる沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第四号イからトまでに掲げる業務に係る事業

二 法第六十八条の六十三第一項の表の第二号の中欄に掲げる区域内において行われる同号の下欄に掲げる事業 当該事業が沖縄振興特別措置法施行令第二十一条第二項第六号イからハマまでに掲げる事業のいづれに該当するかに応じそれぞれ当該区域以外の地域において行われる同号イからハマまでに定める業務に係る事業

3 法第六十八条の六十三第一項に規定する政令で定める金額は、同項の表の各号の中欄に掲げる区域内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業（前項各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める事業を含む。以下この条において「特定事業等」という。）ごとに、同表の各号の上欄に掲げる法人に該当する法第六十八条の六十三第一項の連結親法人及びその各連結子法人の当該特定事業等により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該連結事業年度の連結所得の金額に相当する金額とする。

4 法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定める場合は、同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この条において「経済金融活性化特別地

第三十九条の九十 法第六十八条の六十三第一項に規定する政令で定める

場合は、同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項の表の各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から適用月数（百二十月から当該被合併法人が当該地区内において当該事業を行っていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。）を超過する日までの期間とする。

2 法第六十八条の六十三第一項に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に規定する地区以外の地域において行われる当該各号に定める事業とする。

一 法第六十八条の六十三第一項の表の第一号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合 沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第三号イからトまでに掲げる業務に係る事業

二 法第六十八条の六十三第一項の表の第二号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合 当該地区内において行われる事業が沖縄振興特別措置法施行令第二十一条第二項第五号イからハマまでに掲げる事業のいづれに該当するかに応じそれぞれ同号イからハマまでに定める業務に係る事業

3 法第六十八条の六十三第一項に規定する政令で定める金額は、同項の表の各号の中欄に掲げる地区内で行う当該各号の下欄に掲げる事業（以下この条において「特定事業」という。）ごとに、当該各号の上欄に掲げる連結法人に該当する同項の連結親法人及びその各連結子法人の当該特定事業により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該連結事業年度の連結所得の金額に相当する金額とする。

4 法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定める場合は、同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項及び第九項において「経済金融活

区」という。)の区域内において沖繩振興特別措置法第五十六条第一項に規定する特定経済金融活性化事業を行っていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定める期間は、当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から適用月数(百二十月から当該被合併法人が経済金融活性化特別地区の区域内において当該特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。)を超過する日までの期間とする。

5 法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する認定法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人(以下この条においてそれぞれ「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」という。)の当該連結事業年度の個別所得金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。)とする。

6 各特定事業等に係る特定事業等軽減対象連結欠損金額(特定事業等ごとに、法第六十八条の六十三第一項の表の各号の上欄に掲げる法人に該当する同項の連結親法人及びその各連結子法人の当該特定事業等により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合に当該連結事業年度において連結欠損金額を生ずることとなる)の連結欠損金額に相当する金額をいう。第一号において同じ。)若しくは認定連結親法人若しくはその認定連結子法人に係る軽減対象連結欠損金額(認定連結親法人又はその認定連結子法人の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額から同項に規定する個別帰属益金額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。)がある場合又は各特定事業等に係る第三項に規定する連結所得の金額の合計額と認定連結親法人及びその各認定連結子法人に係る前項に規定する個別所得金額の合計額とを合計した金額(以下この項において「全軽減対象連結所得金額」という。)が当該連結事業年度の連結所得の金額(第一号において「全連結所得金額」という。)を超える場合には、次の各号に掲げる金額は、第三項及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 当該特定事業等(当該特定事業等により生じた連結所得の金額を計算する場合に、連結欠損金額が生ずることとなる特定事業等(以下この号において「欠損発生特定事業等」という。)を除く。第十項第一

性化特別地区」という。)内において沖繩振興特別措置法第五十六条第一項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業を行っていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定める期間は、当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から適用月数(百二十月から当該被合併法人が経済金融活性化特別地区内において当該事業を行っていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。)を超過する日までの期間とする。

5 法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する連結法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人(以下この条においてそれぞれ「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」という。)の当該連結事業年度の個別所得金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。)とする。

6 各特定事業に係る特定事業軽減対象連結欠損金額(各特定事業ごとに、法第六十八条の六十三第一項の表の各号の上欄に掲げる連結法人に該当する同項の連結親法人及びその各連結子法人の当該特定事業等により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合に当該連結事業年度において連結欠損金額を生ずることとなる)の連結欠損金額に相当する金額をいう。第一号において同じ。)若しくは認定連結親法人若しくはその認定連結子法人に係る軽減対象連結欠損金額(認定連結親法人又はその認定連結子法人の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額から同項に規定する個別帰属益金額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。)がある場合又は各特定事業に係る第三項に規定する連結所得の金額の合計額と認定連結親法人及びその各認定連結子法人に係る前項に規定する個別所得金額の合計額とを合計した金額(以下この項において「全軽減対象連結所得金額」という。)が当該連結事業年度の連結所得の金額(第一号において「全連結所得金額」という。)を超える場合には、次の各号に掲げる金額は、第三項及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 当該特定事業(当該特定事業により生じた連結所得の金額を計算する場合に、連結欠損金額が生ずることとなる特定事業(以下この号において「欠損発生特定事業」という。)を除く。第十項第一号にお

号において同じ。)に係る法第六十八條の六十三第一項に規定する政令で定める金額 当該全軽減対象連結所得金額から欠損発生特定事業等に係る特定事業等軽減対象連結欠損金額及び軽減対象連結欠損金額の合計額を控除した金額(当該金額が全連結所得金額を超える場合には、当該全連結所得金額に相当する金額。次号において「調整軽減対象連結所得金額」という。)に当該特定事業等に係る第三項に規定する連結所得の金額を乗じてこれを当該全軽減対象連結所得金額で除して計算した金額

二 省 略

7 第三項に規定する連結所得の金額、第五項に規定する個別所得金額並びに前項の特定事業等軽減対象連結欠損金額、軽減対象連結欠損金額及び全連結所得金額は、法第六十八條の五十七第一項、第六十八條の五十七の二第一項、第六十八條の六十二第一項及び第二項、第六十八條の六十二の二第一項及び第五項、第六十八條の六十三第一項及び第二項、第六十八條の六十三の二第一項、第六十八條の六十四第一項、第六十八條の六十五第一項、第六十八條の九十一第三項及び第六項、第六十八條の九十三の三第三項及び第六項並びに第六十八條の九十八第一項及び第六項から第九項まで並びに法人税法第八十一條の五の二第一項、第八十一條の七第一項、第八十一條の八第一項、第八十一條の八の二第一項並びに第八十一條の九第一項及び第四項並びに同法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別利益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第五十九條第一項から第三項まで、第六十一條の十一第一項、第六十一條の十二第一項、第六十一條の十三第一項(適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。)、第六十二條第二項、第六十二條の五第二項及び第五項並びに第六十二條の九第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令(昭和四十二年政令第六十号)附則第五條第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定を適用せず、かつ、当該連結事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算するものとする。

8 第三項に規定する連結所得の金額又は第六項に規定する特定事業等軽減対象連結欠損金額を計算する場合において、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうちに法人税法第二十二條第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用で特定事

て同じ。)に係る法第六十八條の六十三第一項に規定する政令で定める金額 当該全軽減対象連結所得金額から欠損発生特定事業に係る特定事業軽減対象連結欠損金額及び軽減対象連結欠損金額の合計額を控除した金額(当該金額が全連結所得金額を超える場合には、当該全連結所得金額に相当する金額。次号において「調整軽減対象連結所得金額」という。)に当該特定事業に係る第三項に規定する連結所得の金額を乗じてこれを当該全軽減対象連結所得金額で除して計算した金額

二 同 上

7 第三項に規定する連結所得の金額、第五項に規定する個別所得金額並びに前項の特定事業軽減対象連結欠損金額、軽減対象連結欠損金額及び全連結所得金額は、法第六十八條の五十七第一項、第六十八條の五十七の二第一項、第六十八條の六十二第一項及び第二項、第六十八條の六十二の二第一項及び第五項、第六十八條の六十三第一項及び第二項、第六十八條の六十三の二第一項、第六十八條の六十四第一項、第六十八條の六十五第一項、第六十八條の九十一第三項及び第六項、第六十八條の九十三の三第三項及び第六項並びに第六十八條の九十八第一項及び第六項から第九項まで並びに法人税法第八十一條の五の二第一項、第八十一條の七第一項、第八十一條の八第一項、第八十一條の八の二第一項並びに第八十一條の九第一項及び第四項並びに同法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別利益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第五十九條第一項から第三項まで、第六十一條の十一第一項、第六十一條の十二第一項、第六十一條の十三第一項(適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。)、第六十二條第二項、第六十二條の五第二項及び第五項並びに第六十二條の九第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令(昭和四十二年政令第六十号)附則第五條第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定を適用せず、かつ、当該連結事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算するものとする。

8 第三項に規定する連結所得の金額又は第六項に規定する特定事業軽減対象連結欠損金額を計算する場合において、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうちに法人税法第二十二條第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用で特定事業

業等に係る連結所得を生ずべき業務と当該特定事業等に係る連結所得以外の連結所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額（以下この項において「共通費用の額」という。）があるときは、当該共通費用の額は、収入金額、資産の価額その他の基準のうち当該連結親法人又はその連結子法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により特定事業等に係る連結所得及び当該特定事業等に係る連結所得以外の連結所得の金額の計算上の損金の額として配分するものとする。

9 法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、認定連結親法人又はその認定連結子法人の当該連結事業年度終了の日における経済金融活性化特別地区の区域内において常時使用する従業員（当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）と第三十六条第八項に規定する財務省令で定める特殊の関係のある者及び当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。以下この項において同じ。）の数の当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の同日における常時使用する従業員の総数に対する割合とする。

10 法第六十八条の六十三第六項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第六十八条の六十三第一項の規定の適用を受ける場合 当該特定事業等に係る同項に規定する政令で定める金額の百分の四十に相当する金額にイに掲げる金額を乗じてこれをロに掲げる金額で除して計算した金額
- イ 当該連結親法人又はその連結子法人の当該特定事業等により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該連結親法人又はその連結子法人の第七項の規定に準じて計算した法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額
- ロ 当該特定事業等を行う当該連結親法人及びその各連結子法人のイに掲げる金額の合計額

二 省 略

11| 法第六十八条の六十三第一項の表の各号の中欄に掲げる区域又は経済

に係る連結所得を生ずべき業務と当該特定事業に係る連結所得以外の連結所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額（以下この項において「共通費用の額」という。）があるときは、当該共通費用の額は、収入金額、資産の価額その他の基準のうち当該連結親法人又はその連結子法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により特定事業に係る連結所得及び当該特定事業に係る連結所得以外の連結所得の金額の計算上の損金の額として配分するものとする。

9 法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、認定連結親法人又はその認定連結子法人の当該連結事業年度終了の日における経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員（当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）と第三十六条第八項に規定する財務省令で定める特殊の関係のある者及び当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。以下この項において同じ。）の数の当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の同日における常時使用する従業員の総数に対する割合とする。

10 同 上

- 一 法第六十八条の六十三第一項の規定の適用を受ける場合 当該特定事業に係る同項に規定する政令で定める金額の百分の四十に相当する金額にイに掲げる金額を乗じてこれをロに掲げる金額で除して計算した金額
- イ 当該連結親法人又はその連結子法人の当該特定事業により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該連結親法人又はその連結子法人の第七項の規定に準じて計算した法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額
- ロ 当該特定事業等を行う当該連結親法人及びその各連結子法人のイに掲げる金額の合計額

二 同 上

11| 法第六十八条の六十三第一項の表の各号の中欄に規定する地区若しく

金融活性化特別地区の区域に変更があつた場合における当該変更により新たにこれらの区域に該当することとなつた区域に係る同項又は同条第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項に規定する指定の日は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 沖繩振興特別措置法第二十八条第七項の変更により新たに法第六十条の六十三第一項の表の第一号の中欄に掲げる区域に該当することとなつた区域 当該変更に係る沖繩振興特別措置法第二十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出の日

二 沖繩振興特別措置法第四十一条第七項の変更により新たに法第六十条の六十三第一項の表の第二号の中欄に掲げる区域に該当することとなつた区域 当該変更に係る沖繩振興特別措置法第四十一条第七項において準用する同条第四項の規定による提出の日

三 沖繩振興特別措置法第五十五条第四項の変更により新たに経済金融活性化特別地区の区域に該当することとなつた区域 その新たに該当することとなつた日

12
14 省 略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十九条の九十七 省 略

2
12 省 略

13 次の各号に掲げる土地等は、当該連結法人により当該各号に定める日において取得をされたものとみなして、第五項から第七項までの規定を適用する。

一・二 省 略

三 法第六十八条の七十一第一項（法第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の七十第八項（法第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産に含まれている土地等（これらの規定の適用を受けた部分に限る。） 当該土地等が含まれている当該代替資産に係る法第六十四条第一項各号に規定する資産（同条第二項第一号に規定する土地等を含む。）の取得の日

は地域又は同条第二項に規定する地区に変更があつた場合には、当該変更により新たにこれらの地区又は地域に該当することとなつた地区に係るこれらの規定の適用については、同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項に規定する指定の日は、その新たに該当することとなつた日とする。

12
14 同 上

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十九条の九十七 同 上

2
12 同 上

13 同 上

一・二 同 上

三 法第六十八条の七十一第一項（法第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の七十第七項（法第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産に含まれている土地等（これらの規定の適用を受けた部分に限る。） 当該土地等が含まれている当該代替資産に係る法第六十四条第一項各号に規定する資産（同条第二項第一号に規定する土地等を含む。）の取得の日

四・五 省略
14 § 20 省略

(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)

第三十九条の九十九 省略

2 法第六十八条の七十第一項に規定する代替資産（以下この条及び次条第七項において「代替資産」という。）は、法第六十四条第一項各号の場合の区分に応じ、第三十九条第二項各号に掲げる資産とする。

3・4 省略

5 法第六十八条の七十第一項に規定する取得に係る部分の金額として政令で定める金額は、同項に規定する補償金、対価又は清算金の額のうち次に掲げる金額の合計額とする。

一 既に代替資産の取得に充てられた額

二 法第六十八条の七十第一項の既に取得をした代替資産が同条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産につき同条第一項又は第八項の規定の適用を受ける場合における当該代替資産の取得価額のうちその適用に係る部分の金額

6 法第六十八条の七十第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置（以下この項及び第九項第三号において「工場等」という。）の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常一年を超えること認められる事情その他これに準ずる事情とし、同条第三項に規定する政令で定める期間は、三年とする。

7 法第六十八条の七十第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の代替資産となるべき資産に係る同項に規定する乗じて計算した金額に、第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

一 当該資産の当該連結事業年度開始の日の前日における取得価額

二 当該資産の前号に規定する開始の日の前日における帳簿価額

8 代替資産が法第六十八条の七十第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産が減価償却資産である場合における同条第七項（同条第九

四・五 同上
14 § 20 同上

(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)

第三十九条の九十九 同上

2 法第六十八条の七十第一項に規定する代替資産（以下この条において「代替資産」という。）は、法第六十四条第一項各号の場合の区分に応じ、第三十九条第二項各号に掲げる資産とする。

3・4 同上

項において準用する場合を含む。)に規定する当該代替資産の取得価額に算入しない金額は、同条第一項又は第八項の規定により損金の額に算入された金額に、前項第二号に掲げる金額に対する同項第一号に掲げる金額の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

9| 法第六十八条の七十一第一項に規定する政令で定める場合及び同条第三項に規定する政令で定めるときは、次の各号に掲げる場合とし、同条第一項に規定する政令で定める日及び同条第三項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一・二 省略

三 収用等のあつたことに伴い、工場等の建設又は移転を要することとなつた場合において、当該工場等の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常二年を超えるため、当該収用等のあつた日以後二年を経過する日までに当該工場等又は当該工場等の敷地の用に供する土地その他の当該工場等に係る資産を代替資産として取得をすることが困難であり、かつ、当該収用等のあつた日から三年を経過する日までに当該資産の取得をすることが確実であると認められるとき 当該資産の取得をすることができるととなることと認められる日

10| 前項第二号に掲げる場合(第三十九条第二十三項第二号に掲げる場合を含む。)において、前項第二号に規定する税務署長が認定した日(同条第二十三項第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する税務署長が認定した日)が当該収用等があつた日から八年を経過する日を含む連結事業年度(当該経過する日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)終了の日後であり、かつ、同日までにこれらの認定に係る増殖施設の取得をしていないときは、これらの認定を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、同日を含む連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該収用等に係る事業の施行の状況、当該生態影響調査の実施の状況、当該増殖施設の取得をすることができると見込まれる日その他参考となるべき事項を記載した書面を添付しなければならない。

11| 省略

5| 同上

一・二 同上

三 収用等のあつたことに伴い、工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置(以下この号において「工場等」という。)の建設又は移転を要することとなつた場合において、「工場等」という。)の建設又は移転を要することとなつた場合において、当該工場等の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常二年を超えるため、当該収用等のあつた日以後二年を経過する日までに当該工場等又は当該工場等の敷地の用に供する土地その他の当該工場等に係る資産を代替資産として取得をすることが困難であり、かつ、当該収用等のあつた日から三年を経過する日までに当該資産の取得をすることが確実であると認められるとき 当該資産の取得をすることができるととなることと認められる日

6| 前項第二号に掲げる場合(第三十九条第十九項第二号に掲げる場合を含む。)において、前項第二号に規定する税務署長が認定した日(同条第十九項第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する税務署長が認定した日)が当該収用等があつた日から八年を経過する日を含む連結事業年度(当該経過する日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)終了の日後であり、かつ、同日までにこれらの認定に係る増殖施設の取得をしていないときは、これらの認定を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、同日を含む連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該収用等に係る事業の施行の状況、当該生態影響調査の実施の状況、当該増殖施設の取得をすることができると見込まれる日その他参考となるべき事項を記載した書面を添付しなければならない。

7| 同上

12| 省 略

14| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子

法人が法第六十八条の七十一第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた法第六十四条の二第一項の特別勘定を含む。）を設けている場合において、第九項各号に掲げる場合に該当するときは、当該連結親法人又はその連結子法人については、法第六十八条の七十一第八項又は第九項に規定する代替資産は、当該各号に規定する代替資産に該当する資産とする。

15| 省 略

16| 省 略

17| 省 略

18| 法第六十八条の七十一第一項若しくは第八項又は第六十八条の七十一第

一項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する補償金、対価又は清算金の額のうち既に同条第一項の特別勘定の金額及び同条第三項に規定する期中特別勘定の金額の基礎とした同条第一項及び第三項に規定する取得に充てようとするものの額があるときは、法第六十八条の七十一第一項に規定する代替資産の取得価額又は法第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額若しくは同条第三項に規定する期中特別勘定の金額を計算する場合におけるこれらの規定に規定する補償金、対価又は清算金の額は、当該補償金、対価又は清算金の額から当該取得に充てようとするものの額に相当する金額を控除した金額とする。

19| 省 略

20| 省 略

21| 法第六十八条の七十一第一項（法第六十八条の七十一第八項において準

用する場合を含む。以下この項において同じ。）、法第六十八条の七十一第八項（法第六十八条の七十一第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第六十八条の七十一第一項、第三項若しくは第十項から第十三項までの規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するとき、法第六十八条の七十一第一項若しくは第八項又は第六十八条の七十

8| 同 上

10| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子

法人が法第六十八条の七十一第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた法第六十四条の二第一項の特別勘定を含む。）を設けている場合において、第五項各号に掲げる場合に該当するときは、当該連結親法人又はその連結子法人については、法第六十八条の七十一第八項又は第九項に規定する代替資産は、当該各号に規定する代替資産に該当する資産とする。

11| 同 上

12| 同 上

13| 同 上

14| 法第六十八条の七十一第一項若しくは第七項又は第六十八条の七十一第

一項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する補償金、対価又は清算金の額のうち既に同条第一項の特別勘定の金額及び同条第三項に規定する期中特別勘定の金額の基礎とした同条第一項及び第三項に規定する取得に充てようとするものの額があるときは、法第六十八条の七十一第一項に規定する代替資産の取得価額又は法第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額若しくは同条第三項に規定する期中特別勘定の金額を計算する場合におけるこれらの規定に規定する補償金、対価又は清算金の額は、当該補償金、対価又は清算金の額から当該取得に充てようとするものの額に相当する金額を控除した金額とする。

15| 同 上

16| 同 上

17| 法第六十八条の七十一第一項（法第六十八条の七十一第八項において準

用する場合を含む。以下この項において同じ。）、法第六十八条の七十一第七項（法第六十八条の七十一第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第六十八条の七十一第一項、第三項若しくは第十項から第十三項までの規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するとき、法第六十八条の七十一第一項若しくは第七項又は第六十八条の七十

一 第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第六十八条の七十一第十項から第十三項までの規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。

22| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、法第六十八条の七十第八項（法第六十八条の七十一第九項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の七十一第三項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用に係る資産が法第六十四条第一項各号又は第二項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として財務省令で定める書類を保存しなければならぬ。

（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）

第三十九条の百 省 略

256 省 略

7| 前条第八項の規定は、代替資産が法第六十八条の七十二第三項において準用する法第六十八条の七十第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産が減価償却資産である場合における法第六十八条の七十二第十二項において準用する法第六十八条の七十第七項に規定する当該代替資産の取得価額に算入しない金額について準用する。

8| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、法第六十八条の七十二第三項において準用する法第六十八条の七十第八項（法第六十八条の七十一第九項において準用する場合を含む。）若しくは第六十八条の七十一第三項の規定又は法第六十八条の七十二第五項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用に係る資産が法第六十五条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として財務省令で定める書類を保存しなければならない。

9| 省 略

10| 省 略

11| 法第六十八条の七十二第十項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する譲渡利益額（当該譲渡利益額に係

一 第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第六十八条の七十一第十項から第十三項までの規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。

18| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、法第六十八条の七十第七項（法第六十八条の七十一第九項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の七十一第三項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用に係る資産が法第六十四条第一項各号又は第二項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として財務省令で定める書類を保存していなければならぬ。

（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）

第三十九条の百 同 上

256 同 上

7| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、法第六十八条の七十二第三項において準用する法第六十八条の七十第七項（法第六十八条の七十一第九項において準用する場合を含む。）若しくは第六十八条の七十一第三項の規定又は法第六十八条の七十二第五項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用に係る資産が法第六十五条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として財務省令で定める書類を保存していなければならぬ。

8| 同 上

9| 同 上

10| 法第六十八条の七十二第十項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する譲渡利益額（当該譲渡利益額に係

る法人税法施行令第二百二十二条の十四第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額）に第一項（第三項第一号の規定により準じて計算する場合を含む。）又は第三十九条の第二十一項第一号若しくは第十三項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

12| 省 略

13| 法第六十八条の七十二第十項に規定する譲受法人の有する適用譲渡損益調整資産の譲渡により連結親法人又はその連結子法人に同項の規定の適用があるときは、当該譲受法人が当該譲渡につき法人税法施行令第二百二十二条の十四第十七項の規定により通知しなければならない事項は、同項に定めるもののほか、当該譲渡につき法第六十八条の七十二第十項の規定の適用がある旨及び当該譲渡に係る同条第十一項に規定する換地処分等により取得した資産の種類（同条第十項第一号に掲げる場合には、第十一項に規定する割合を含む。）とする。

14| 省 略

第三十九条の百一 省 略

254 省 略

5 法第六十八条の七十一第七項又は第六十四条の二第六項の規定により当該連結親法人又はその連結子法人の特別勘定の金額とみなされた法第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額を有する同条第五項又は法第六十四条の二第四項に規定する適格合併等に係る合併法人等が、法第六十八条の七十一第一項から第十三項まで（これらの規定を法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当することとなつた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から引き継がれた当該特別勘定の金額（当該適格合併等の日以後益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この項において「引継残額」という。）に係る収用換地等のあつた日を含む被合併法人等の連結事業年度（当該収用換地等のあつた日を含む被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）のうち同一の年に属する期間中に当該被合併法人等の収用換地等により譲渡

る法人税法施行令第二百二十二条の十四第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額）に第一項（第三項第一号の規定により準じて計算する場合を含む。）又は第三十九条の第十項第一号若しくは第十二項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

11| 同 上

12| 法第六十八条の七十二第十項に規定する譲受法人の有する適用譲渡損益調整資産の譲渡により連結親法人又はその連結子法人に同項の規定の適用があるときは、当該譲受法人が当該譲渡につき法人税法施行令第二百二十二条の十四第十七項の規定により通知しなければならない事項は、同項に定めるもののほか、当該譲渡につき法第六十八条の七十二第十項の規定の適用がある旨及び当該譲渡に係る同条第十一項に規定する換地処分等により取得した資産の種類（同条第十項第一号に掲げる場合には、第十項に規定する割合を含む。）とする。

13| 同 上

第三十九条の百一 同 上

254 同 上

5 法第六十八条の七十一第七項又は第六十四条の二第六項の規定により当該連結親法人又はその連結子法人の特別勘定の金額とみなされた法第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額を有する同条第五項又は法第六十四条の二第四項に規定する適格合併等に係る合併法人等が、法第六十八条の七十一第一項から第十三項まで（これらの規定を法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当することとなつた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から引き継がれた当該特別勘定の金額（当該適格合併等の日以後益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この項において「引継残額」という。）に係る収用換地等のあつた日を含む被合併法人等の連結事業年度（当該収用換地等のあつた日を含む被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）のうち同一の年に属する期間中に当該被合併法人等の収用換地等により譲渡

した資産の全部に係る引継残額がないこととなり、かつ、当該資産（換地処分等（法第六十八条の七十二第一項に規定する換地処分等で法第六十五条第一項第三号から第七号までに掲げる場合に該当するものをいう。以下この項において同じ。）により譲渡した資産のうち第三十九条の三第二項の規定に基づき当該換地処分等により取得した資産の価額に対応する部分とされる部分及び法第六十八条の七十二第七項から第九項までの規定により換地処分等による譲渡があつたものとみなされる資産を除く。）のいずれについても当該被合併法人等及び当該合併法人等が法第六十八条の七十第一項（法第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、法第六十八条の七十二第八項（法第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定（法第六十四条第一項（法第六十四条の二第七項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、法第六十四条第九項（法第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十五条第一項若しくは第五項の規定を含む。）の適用を受けていないときは、法第六十八条の七十一第十一項から第十三項までの規定に該当することとなつた当該引継残額と五千万円（当該収用換地等のあつた日の属する年において当該被合併法人等の他の資産の収用換地等により取得した法第六十八条の七十三第一項に規定する補償金等（法第六十八条の七十二第七項に規定する変換清算金及び同条第八項に規定する防災変換清算金を含む。）の額又は交換取得資産の価額につき、法第六十八条の七十三第一項、第二項若しくは第七項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（法第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのうちいずれか低い金額を、その該当することとなつた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6・7 省 略

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第三十九条の百六 省 略

25 20 省 略

した資産の全部に係る引継残額がないこととなり、かつ、当該資産（換地処分等（法第六十八条の七十二第一項に規定する換地処分等で法第六十五条第一項第三号から第七号までに掲げる場合に該当するものをいう。以下この項において同じ。）により譲渡した資産のうち第三十九条の三第二項の規定に基づき当該換地処分等により取得した資産の価額に対応する部分とされる部分及び法第六十八条の七十二第七項から第九項までの規定により換地処分等による譲渡があつたものとみなされる資産を除く。）のいずれについても当該被合併法人等及び当該合併法人等が法第六十八条の七十第一項（法第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、法第六十八条の七十二第七項（法第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定（法第六十四条第一項（法第六十四条の二第七項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、法第六十四条第八項（法第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十五条第一項若しくは第五項の規定を含む。）の適用を受けていないときは、法第六十八条の七十一第十一項から第十三項までの規定に該当することとなつた当該引継残額と五千万円（当該収用換地等のあつた日の属する年において当該被合併法人等の他の資産の収用換地等により取得した法第六十八条の七十三第一項に規定する補償金等（法第六十八条の七十二第七項に規定する変換清算金及び同条第八項に規定する防災変換清算金を含む。）の額又は交換取得資産の価額につき、法第六十八条の七十三第一項、第二項若しくは第七項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（法第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのうちいずれか低い金額を、その該当することとなつた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6・7 同 上

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第三十九条の百六 同 上

25 20 同 上

21 法第六十八條の七十八第一項の表の第一号の上欄に規定する建物若しくは土地等又は同表の第四号の上欄に規定する土地等、建物若しくは構築物が次の各号に掲げる資産である場合には、当該資産は、当該連結親法人又はその連結子法人により当該各号に定める日において取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をされたものとみなして、同表の第一号の上欄及び同表の第四号の上欄の規定を適用する。

一・二 省 略

三 法第六十八條の七十第一項（法第六十八條の七十一第八項又は第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十八條の七十第八項（法第六十八條の七十一第九項又は第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産 当該代替資産に係る法第六十四條第一項各号に規定する資産（同條第二項第一号に規定する土地等、同項第二号に規定する土地の上にある資産、法第六十八條の七十二第七項の規定の適用を受けた場合における法第六十五條第一項第四号の施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（都市再開発法第百十條の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権若しくは同号に規定する給付を受ける権利又は法第六十八條の七十二第八項の規定の適用を受けた場合における法第六十五條第一項第五号の防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（密集市街地における防災街区の整備に関する法律第百五十五條第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を含む。）の取得の日

四・五 省 略
22
22 42 省 略

（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）

第三十九條の百七 省 略

21 同 上

一・二 同 上

三 法第六十八條の七十第一項（法第六十八條の七十一第八項又は第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十八條の七十第七項（法第六十八條の七十一第九項又は第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産 当該代替資産に係る法第六十四條第一項各号に規定する資産（同條第二項第一号に規定する土地等、同項第二号に規定する土地の上にある資産、法第六十八條の七十二第七項の規定の適用を受けた場合における法第六十五條第一項第四号の施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（都市再開発法第百十條の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権若しくは同号に規定する給付を受ける権利又は法第六十八條の七十二第八項の規定の適用を受けた場合における法第六十五條第一項第五号の防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（密集市街地における防災街区の整備に関する法律第百五十五條第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を含む。）の取得の日

四・五 同 上
22
22 42 同 上

（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）

第三十九條の百七 同 上

2 法第六十八条の八十一第一項第二号に規定する政令で定める区域は、平成三年一月一日において第三十九条の八第二項各号に掲げる区域に該当する区域とする。

3 法第六十八条の八十一第一項第二号に規定する政令で定める連結法人は、農住組合の組合員以外の連結法人で、農住組合法第九条第一項の規定による認可があつた同項に規定する交換分合計画において定める土地の所有権（当該土地の上に存する権利を含む。）を有するものとする。

4 5 7 省 略

（特定外国関係会社及び対象外国関係会社の範囲）

第三十九条の百十四の二 法第六十八条の九十第二項第二号イ(1)に規定する政令で定める外国関係会社は、次に掲げる外国関係会社（同項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）とする。

一 一の連結法人等（一の連結法人（保険業を主たる事業とするもの、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当するもの又は保険業若しくはこれに関連する事業を主たる事業とする外国関係会社の経営管理を行う法人として財務省令で定めるものに限る。）及び当該一の連結法人との間に第三十九条の十七第四項に規定する特定資本関係のある内国法人（保険業を主たる事業とするもの、同法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当するもの又は当該外国関係会社の経営管理を行う他の法人として財務省令で定めるものに限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社で同法第二百十九条第一項に規定する引受社員に該当するもの（以下この条において「特定保険外国子会社等」という。）に係る特定保険協議者（特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者として財務省令で定めるもので次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。以下この条において同じ。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この節において「本店所在地」という。）においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗その他の固定施設を有している場合における当該特定保険協議者に係る当該特定保険外国子会社等に該当する外国関係会社

2 法第六十八条の八十一第一項第三号に規定する政令で定める区域は、平成三年一月一日において第三十九条の八第二項各号に掲げる区域に該当する区域とする。

3 法第六十八条の八十一第一項第三号に規定する政令で定める連結法人は、農住組合の組合員以外の連結法人で、農住組合法第九条第一項の規定による認可があつた同項に規定する交換分合計画において定める土地の所有権（当該土地の上に存する権利を含む。）を有するものとする。

4 5 7 同 上

（特定外国関係会社及び対象外国関係会社の範囲）

第三十九条の百十四の二 同 上

一 一の連結法人等（一の連結法人（保険業を主たる事業とするもの又は保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当するものに限る。）及び当該一の連結法人との間に第三十九条の十七第四項に規定する特定資本関係のある内国法人（保険業を主たる事業とするもの又は同法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当するものに限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社で同法第二百十九条第一項に規定する引受社員に該当するもの（以下この条において「特定保険外国子会社等」という。）に係る特定保険協議者（特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者として財務省令で定めるもので次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。以下この条において同じ。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この節において「本店所在地」という。）においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗その他の固定施設を有している場合における当該特定保険協議者に係る当該特定保険外国子会社等に該当する外国関係会社

イハ 省略

二 省略

2532 省略

(適用対象金額の計算)

第三十九条の百十五 法第六十八条の九十第二項第四号に規定する政令で

定める基準により計算した金額は、外国関係会社(同項第一号に規定する外国関係会社をいい、同項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものに限る。以下この条において同じ。)の各事業年度の決算に基づく所得の金額に係る第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から当該所得の金額に係る第三号から第五号までに掲げる金額の合計額を控除した残額(当該所得の金額に係る第一号に掲げる金額が欠損の金額である場合には、当該所得の金額に係る第二号に掲げる金額から当該欠損の金額と当該所得の金額に係る第三号から第五号までに掲げる金額との合計額を控除した残額)とする。

一 当該各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法第二編第一章第一節第二款から第九款まで(同法第二十三条、第二十三条の二、第二十五条の二、第二十六条第一項から第五項まで、第二十七条、第三十三条第五項、第三十七条第二項、第三十八条から第四十一条の二まで、第五十五条第四項、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十一条の二第十七項、第六十一条の十一から第六十一条の十三まで、第六十二条の五第三項から第六項まで及び第六十二条の七(適格現物分配に係る部分に限る。)を除く。)及び第十一款の規定並びに法第四十三条、第四十五条の二、第五十二条の二、第五十七条の五、第五十七条の六、第五十七条の八、第五十七条の九、第六十一条の四、第六十五条の七から第六十五条の九まで(法第六十五条の七第一項の表の第五号に係る部分に限る。)、第六十六条の四第三項、第六十七条の十二及び第六十七条の十三の規定(以下この号において「本邦法令の規定」という。)の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額又は欠損の金額(当該外国関係会社に係る法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人(当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。))又は法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人との間の取引につき法第六十八条の八十八第一項又

イハ 同上

二 同上

2532 同上

(適用対象金額の計算)

第三十九条の百十五 同上

一 当該各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法第二編第一章第一節第二款から第九款まで(同法第二十三条、第二十三条の二、第二十五条の二、第二十六条第一項から第五項まで、第二十七条、第三十三条第五項、第三十七条第二項、第三十八条から第四十一条の二まで、第五十五条第三項、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十一条の二第十七項、第六十一条の十一から第六十一条の十三まで、第六十二条の五第三項から第六項まで及び第六十二条の七(適格現物分配に係る部分に限る。)を除く。)及び第十一款の規定並びに法第四十三条、第四十五条の二、第五十二条の二、第五十七条の五、第五十七条の六、第五十七条の八、第五十七条の九、第六十一条の四、第六十五条の七から第六十五条の九まで(法第六十五条の七第一項の表の第五号に係る部分に限る。)、第六十六条の四第三項、第六十七条の十二及び第六十七条の十三の規定(以下この号において「本邦法令の規定」という。)の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額又は欠損の金額(当該外国関係会社に係る法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人(当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。))又は法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人との間の取引につき法第六十八条の八十八第一項又

は第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該取引がこれらの規定に規定する独立企業間価格で行われたものとして本邦法令の規定の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額又は欠損の金額)

二〇五 省 略

二〇九 省 略

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)

第三十九条の百二十二 法第六十八条の九十八第一項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する特別新事業開拓事業者(以下この項において「特別新事業開拓事業者」という。)の株式のうち、次に掲げる要件の全てを満たすことにつき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に基づく調査(以下この条において「共同化調査」という。)により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 省 略

二 当該株式の保有が前号の払込みによる取得の日から三年を超える期間継続する見込みであること。

三 省 略

二〇九 省 略

10 法第六十八条の九十八第十項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する特別勘定に係る特定株式(以下この項において「特定株式」という。)のうちその取得の日から三年(令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年)を経過した特定株式であることにつき共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式とする。

11〇 省 略

(電子情報処理組織による申告の特例)

第三十九条の百三十一 法第六十八条の百十二に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一〇六 省 略

は第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該取引がこれらの規定に規定する独立企業間価格で行われたものとして本邦法令の規定の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額又は欠損の金額)

二〇五 同 上

二〇九 同 上

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)

第三十九条の百二十二 同 上

一 同 上

二 当該株式の保有が前号の払込みによる取得の日から五年を超える期間継続する見込みであること。

三 同 上

二〇九 同 上

10 法第六十八条の九十八第十項に規定する政令で定めるものは、その取得の日から五年を経過した特定株式(同項の特定株式をいう。以下この項において同じ。)であることにつき共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式とする。

11〇 同 上

(電子情報処理組織による申告の特例)

第三十九条の百三十一 同 上

一〇六 同 上

九|八|七|
省 省 省
略 略 略

七| 七| 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第
百十條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第
十五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十三の規
定|
十|九|八| 同 同 同
同 同 同
上 上 上